



913.42-Se36



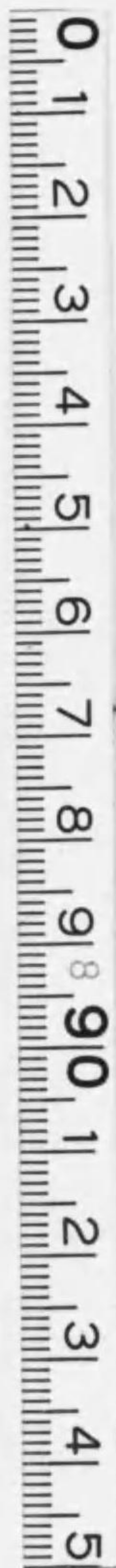
1200500757397

3.42

E36

冷鏡證註  
上

四



始



J 13

27

913.42  
SE36

関根正直著

今鏡證註



東京 六合館發行

今鏡證註總說

一書名

此の書は今鏡といふが、正しき名なると、余の辯を俟たず。既に故人黒川春村翁の考もありて、碩鼠漫筆に出づ。其の言に「世の人此の書を續世繼とのみ呼びなれたれど、そは俗稱にて本名ならず。本名は今鏡、一名は小鏡なり。さるは序文に「古をかゞみ今をかゞみるなどいふとにてあるに、古もあまりなり。今鏡とやいはまじ。又をさゞしげなる程よりも、年も積もらず、みめもさゞやかなるに、小鏡とや付けまし。」などあるを見るべし。今鏡は水鏡の古きにむかへ、小鏡は大鏡に對へし名なるべし。世繼とは假名記録の名にて天皇の御名を継ぎてかける書の稱也なほ増鏡の序にも何某のおとゞの書き給へりと聞き侍りし今鏡に、後一條より高倉院まで云々、本朝書籍目録にも、今鏡十巻と見えて、續世繼とは見えざるを思へ。参考保元物語の引書に今鏡世稱續世とあり。續とあるも今鏡を本名とせしなり此の説の如し。但し末段、小鏡を大鏡に對へたる稱といへるは、さることなれど、今鏡を水鏡の古きにむかへし名とせるは、いかゞあらむ。これは白氏文集なる



百鍊鏡の「鑿古鑿今不鑿容」とある詞をとれるにて、今代の史記といはむ程の意なり。

一 撰定の時代

これも春村翁の考案に「此の書を作り出でしは、嘉應二年庚寅と序文に見えて論なければ、實は前年の春などの程より、書きそめられしものなるべし。其の徴は、第八はらぐの御子の巻に「宰相中將家政と聞こえし御女、待賢門院におはたましけるも、鳥羽院の御子生み奉り給へりし、吉田の齋宮と申しき。それもうせ給ひて、八九年にもやなり侍りぬらむ。」とあるにて知らる。此の齋宮は、鳥羽院第三の皇女にて、應保元年十月三日薨去の由、一代要記に見えたり。應保元年より九年の後は、則ち嘉應元年にあたり」といへり。なほ第六唐人の遊びの巻にも「宗能の内大臣と聞こえ給ふ云々、八十にや餘り給ひぬらむ。ひとり残り給へるとぞ。」とかける宗能公も、系圖を見るに、嘉應二年の二月廿一日に薨せしなれば、それより前に記されし書なると著かりけり。

一 作者

これも同じ翁の考に「此の記の作者の事は、古くより其のさだ見えねば、まして後の世には知るべき由なけれど、一條禪閣の増鏡の序に

正直云増鏡は一條禪閣の著にあらず其のよし言長ければこゝには略す

何某のおとゞの、書き給へりと聞き侍りし今鏡、とかゝせ給へるを思へば、當時は傳へありしなるべし。此の筆勢は其の作者を知りつゝ、わざとおぼめき書き給へりしと志るかり。春村つらく稽ふるに、疑ふらくは、水鏡の記者中山内府忠親公なるべし。此の公は、大鏡より上を補ひ給へば、榮花物語の後をも補はん

正直云上に小鏡は大鏡に對へし稱といひこゝに榮花の後を補ふといへる説く所矛盾に似たり今鏡は榮花物語の續きならぬと次にいふを見よ

とて、又此の書を著されしなるべし。此の辭案は明文なくとも、そのみはたがふまじくこそ」といはれたり。然れども猶疑ひなきにあらず。さるは第五花の山の巻に、家忠左大臣の系を記して「花山院のれほきおとゞ忠雅、又中納言忠親など、親の御子なれば、よき上達部にぞおはすと聞こえ給ふ。忠親の中納言、おやたちのおはせしやうに、雅頼の中納言と藏人頭にならびて、宰相中將にもおなじやうに、打ち續きのぼり給ふなるも、いとかひぐしくなどかけり。たどひ知らず顔にとても、かうまで委しく我れぼめせんや。其の上水鏡の文體と、此の書のとば、能く比べ見ん者、誰れかは其の

けちめを知らざるべき。されば此の一事のみは、翁の説ながら諸ひ難くこそ。屋代弘賢翁は、此の書の作者を源内大臣通親公と定めたるが如し。さるは翁の校せし増鏡の序文に、志か傍注せられたり。いかなる徴ありて、かくは註せしか知る由なけれど、此の通親公も、忠親公と同じ時代の人にして、中院雅實大臣の曾孫、雅通内府の息なりき。後鳥羽上皇院政の時、執事別當として、當時の英才におはせしが、右近衛大將内大臣までなりのぼり、建仁二年五十四歳にして薨せられしなり。此の公の事も、第七新枕の卷にあり。すなはち雅通内府の傳の末に、「内の大臣の御子も、少將とて二人はします」と唯一言いはれたる、一人の少將は、通親公にてはするなり。我れとわが事をかけるなれば、わざとかすめて物しけむ。そもく、榮花大鏡は、藤氏の傳に限れるを、此の書は藤波の後に村上源氏をついで、又第五藤の初花の卷に、「藤氏は一の人にて、源氏は御母方やんごとなし」とかゝれしも、其の筋の人の筆なるを證して餘りあり。されば此の書の作者は、通親公とする方、當れるに近し。

一作者の意趣

此の書は古來の學者たち、皆誤りて榮花物語の後篇なる由、つとめて説をなすこそいぶかしけれ。作者の心おきては、全く大鏡の後を承けつぎて物しけむと、書名の趣きにては知らるゝ上、序文に「おほちはむげに賤しき者に侍りき。名は世繼と申しき。おのづから口にまかせて申しける物語」とまゝりて侍るめり」とあるは、大鏡をさせると明らかにて、假托の言ながら、世繼の孫女といへるは、やがて彼の書の後なる由、はた彼の書に倣へる由をも、知らせたるにあらずや。かくて大鏡は文徳天皇より後一條天皇の万壽三年までの紀、攝關家は冬嗣大臣より道長公までの傳あり。此の書は後一條天皇より高倉天皇までの紀、攝關家はた道長公の息頼通公より基房公に及びて、前後首尾よく貫けり。さるを榮花の方は、村上天皇より堀河院に至り、其の間道長公を主とたてたるはさるとにて、頼通師實師通忠實等の諸公にも及べば、此の書とは重複したる所多し。そのみならず、榮花に出でたる歌などの、此の書の中にも見えたるはあれど、大鏡なるは一つも記さず。且榮花は年次のまゝに書き流し、此の書は大鏡とひとしく、紀傳の體に物せしにも意をつくべし。

然るに之を榮花の後としも見られたるは、多くは卷毎に標題せる詞の、彼の物語の體に似たればならず。されどかゝる例は宇津保源氏の類ひ、作り物語が始めにて、榮花も此の書も、ともに彼の作り物語のすがたに倣ひたるなめり。殊に此の書の作者は、源氏物語の風を羨む心ばせやありけん。實事の記録なるをも、作り物語めかして、さるかたにと、つとめられたるが如し。星あひの卷など其の一例として見つべく、又序文に嫗の素姓をいふとて、紫式部の局に、あやめとて仕へし女なるよしを記し、第十作り物語のゆくへの卷に、式部が後世の妄説を破り、源氏物語のめでたきことを述べて、首尾照應せしめたるも、ゆゑなくはあらし。かゝれば此の標題も榮花にならへりとのみ、一むきには定めがたくや、かたぐゝ思ふに、作者の心おきては、榮花の後とにあらで、大鏡を紹きて物しけむと明らかなり

## 一事實

本書の事實は、始めの方、扶桑略記の記事に似たる所見ゆれど、まゝ他書にさたなき傳へも交れるは、家の記録多く、打聞などさへあまた物しけむ人の筆なる

こと著し。抑國史の官撰すたれしより、日本紀略扶桑略記百鍊抄の類ひ、漢文の記録は出で來ながら、いづれもおほやけ事のかどくを、あらく記せるのみにして、言俗風俗其の世の有様、かくろへことのかまぐは、更にとらるべくもあらず。さるに此の世繼物語の類ひは、私さまの密事をさへ、其の世の詞してこまかにうつしとりたるものなれば、いかめしき漢文の史よりは、なか／＼に其のかみの手ぶり口つき、世のさが人の情の奥までも、見とほさるゝ心ちしていとたふとし。

## 一註釋

國つぶみを抄註せしは、昔よりのとなりしが、大かた伊勢源氏の類ひ、作り物語のあだ／＼しき方にのみ靡きて、世繼の史、軍物語などは、志はすの月夜見むとしもせざりしこそうたてけれ。近き世に至り、御國の書讀む道やう／＼開けて、夙う大鏡は大石千引翁の抄もあり、水鏡増鏡をあはせ、三つの鏡と並べ稱へて、世にもてはやす様になりぬ。さるが中に此の今鏡ばかりは、彼の三つのつらにもかけならべられず、鏡とだにも呼ぶ者なきぞ、かへす／＼もくちをしきや。

かゝればいとおふけなき業ながら、往にし年より思ひ立ち、まづ本文を校訂して世に出だし、つぎて此の證註をもかつく物し試みぬ。始めは本文の上に略解を標記せしかど、後思ふ旨ありて、別本に改め綴る事としたり。其の際に散りぼひたる、見あたりし限りは拾遺に追記しれたれど、なほ漏れたるもあるべく、解説の精粗長短、均しからぬがなるも、此の故なり。再版の期をまちて足らざるは補ひ誤れるは正すべし。

一索引標目並びに系圖

索引を添へたるは、書中解釋の前後したるもあるべく、又初めに註せしとは、再出以下略せしからに、初出の條を索むとて、幾度も繰り返し見ん煩ひを避けんため、なほ又他本を讀まん人の、便よからむやうをも計りてなり。標目は、本書の事實をたやすく搜り索めん便し、系圖は本文の参考にとて載せつ。是は土肥經平翁のかりそめに物せしを改訂増補したるなり。

明治三十年五月

關根正直識す

今鏡證註索引

(あ)		(い、お)	
あけ(服色)	上八ウ	ありし昔の花の影か	中三オ
秋の宮	上九ウ	あはづ野のすくろのすいき	中四ウ
阿奢梨	上十九ウ	あふひの盃	中六ウ
あそび	上廿四ウ	青海の波	中十五ウ
あしつを	上廿四ウ	惡宰相	中十五ウ
あいつかはし	上廿四ウ	あら法師	中十九ウ
青色のわきあけ	上廿六オ	霰地に窠の紋	中廿一オ
あからさまに	上廿八ウ	あがひ	中廿五オ
顯仲の伯	上廿八ウ	あやしや何のく	中廿六ウ
朝政	上廿九オ	れをまつらむ	中廿八オ
あけの衣	上三十オ	厚額	中廿八ウ
青色の衣春の遊	上卅四オ	あひ見しよはの	中廿八ウ
		うれしさに	下一オ
		あがり馬	下二オ
		あさい	下二オ
		ありす川	下四ウ
		天の橋立	下四ウ
		嵐や峯をわたる	下四ウ
		あふまでは思ひ	下七ウ
		もよらす	下十ウ
		あら人神	下十ウ
		淺黄(服色)	下十一オ
		あしで	下十二オ
		あしの病	下十三オ
		あはせ(食)	下十五オ
		あらひたる佛供	下十九ウ
		あさもよひ	下廿二ウ
		あらしこ	下廿三オ
		五つのいむと	上一ウ
		家の司	上五ウ
		院司	上八オ
		一員	上八オ
		いつき	上十一ウ
		いはね松も云々	上十一ウ
		五卷の日	上十二ウ
		石清水	上十五オ
		今はたゞ雲の	上十七オ
		月を云々	上十七オ
		一人の人	上十七ウ
		院の後	上十七ウ
		五國治めし人	上十九ウ

生けるもの命 をすくふ	上廿オ	飯室中納言	中十六オ	いたる	下十八ウ	うらみぬ袖も	中十三ウ
一のかみ	上廿二オ	一切經	中十八オ	石清水の僧	下廿オ	波はたちけり	中十三ウ
出だし車	上廿三オ	石立て(庭作)	中十八ウ	井での蛙	下廿一オ	卯の花咲ける云々	中廿ウ
いそ	上廿五ウ	岩もる清水いく	中廿二オ	いさめごと	下廿四ウ	うやがきて	上廿二ウ
已講	上廿九オ	結びしつ	中廿四ウ	(う)		うなじのくぼに	中廿三オ
五つにて即位	上三十ウ	今様	中廿五オ	うひかうぶり	上二ウ	あぼしゆひて	中廿五オ
いきの松原	中一オ	色ゆるされ	中廿五オ	梅壺	上三ウ	うつゝにつらき	中廿五オ
石田	中三オ	家などは叶はず	中廿八オ	馬ひかる	上七ウ	心なりとも	中廿五オ
衣冠	中四オ	一寸物	中廿九ウ	鳥懸	上七ウ	午時	下二オ
いさかひ	中四オ	隠君子	中三十ウ	うつし(鞍)	上七ウ	うら(占)にあふ	下十一カ
いのちは事の數	中四ウ	いがき	中三二ウ	うちいで	上廿一ウ	氏の博士	下十三オ
ならず	中四ウ	いづれの國の衣	下五ウ	うぶ養ひ	上廿三オ	浮木の身	下十九ウ
居飼	中六ウ	どかを云々	下六オ	内舍人隨身	上廿五オ	鶯のかひこの中	下廿一ウ
今めかしき方	中十ウ	稲荷	下九ウ	うす花櫻にはは	中一ウ	優婆塞	下廿四オ
いなごといふ虫	中十三オ	いたきもの	下十ウ	宇佐使	中五ウ	うゑ木のもどに	下廿四ウ
因明	中十四オ	石倉	下十六オ	馬を失ひて數か	中八ウ	佛となりて	下廿四ウ
いしつき	中十五オ	色の糸を綴る	下十八オ	さりけん翁	中十二オ	(え、あ)	上五オ
		市佑				あしん戒	上五オ
						圓宗寺二會	上十五オ

垣下	中廿一ウ	れもひたしき	上三六オ	かこりごち	下五ウ	高陽院内裏	上十二ウ
鳥帽子直衣	中廿九オ	れろく	中一オ	小弓のゆつか	下五ウ	上達部	上十三オ
衣紋	下八ウ	音羽の山のけさ	中三オ	おもひもかけす	下六ウ	學士	上十四オ
あぼしとよめ	下九オ	はかすめる	中四オ	春なけば云々	下十五ウ	狩衣	上十四ウ
江文	下十七ウ	御座の覆の棹	中四オ	れほつか	下十六オ	狩袴	上十六オ
(れ、を)		おのが影をや云々	中四オ	れどし(籠)	下十六オ	柏夾	上十六ウ
れもの参る	上九オ	折敷	中五オ	沖つ白波	下十八オ	かん日	上十七ウ
御どなぶら	上十一オ	をどこもり居	中九オ	鬼一口にくはれ	下十九ウ	漢文帝の露臺	上十八オ
御前のもの金銀	下廿五ウ	たれと云々	中九オ	億良	下廿二ウ	から門	上廿一ウ
色々の玉を飾る	下廿五ウ	大原うとく覺ゆ	中九オ	(か)	上二オ	かり装束	上廿三オ
大御室	下廿五ウ	小野宮大臣のふ	中十三ウ	かすが野	上二オ	唐衣	上廿三オ
をかしの者	上十七オ	るこど	中十六ウ	桂を折る試	上四オ	かいふ	上廿四オ
大井川古き流を	上十八オ	おどろかし	中十八ウ	高陽院	上五ウ	かみや紙	上廿五ウ
たづね来て	上十八オ	かこたる(病)	中十八ウ	加階	上五ウ	かつかり給ふ御衣	上廿六ウ
織り物	上廿三ウ	折烏帽子	中廿四ウ	から人の袖ふる	上六ウ	かくし題	上廿六ウ
御叔父のとさり	上廿五オ	かこたり申す	中廿四ウ	かすみの中に	上八オ	かなまりの歌	上廿七オ
がたく云々	上廿五オ	大峯	中廿五ウ	かいどもし	上十一オ		
男山	上廿九オ	をどこ女のふみ	中廿八ウ				
れぼえの人	上三五ウ	かはし	下五ウ				
		折れ給ふ					

神樂	上廿九オ	かすの外の 大納言	中十五オ	かへる波路に志 ほれこし	下十三オ	きつみてあるく 車牛	上廿五ウ
高野のみ山	上三二オ	かのて侍従	中十七オ	講師	下十七オ	きこゆると	上廿八オ
かみ <small>（記録所）</small>	上三三ウ	から人の遊び	中廿一オ	かづけもの	下十八ウ	北面に候ふ下藤	上三一ウ
かんなりの壺	上三三ウ	垣下 <small>（オモト）</small>	中廿一ウ	飾り車	下廿一オ	記録所	上三二ウ
かみの齒	上三四ウ	かうなる紙	中廿一ウ	神無月 <small>（ぐれふ）</small> りおける云々	下廿二オ	曲水宴	中六ウ
かうづ	中二ウ	川尻の遊び	中廿四オ	柏原の帝	下廿二オ	きそく	中九ウ
上達部の外笏も たせず	中四オ	かどり	中廿五オ	輕皇太子	下廿二ウ	行事辨	中十オ
かゝり <small>（細）</small>	中五オ	薫中將	中廿五ウ	（き）		金玉集	中十一オ
春日祭の使	中十オ	かいばみ	中廿七オ	きびは	上三ウ	北の對	中廿四ウ
鏡をかけて	中十一ウ	からうすの音	中廿七オ	行啓	上五オ	綺羅の重衣云々	中廿九ウ
桂どの	中十二オ	から崎のみろぎ	中三二ウ	きぬの色まじは れる <small>（細）</small>	上六ウ	几帳	中三十オ
漢月天にウルハ シク云々	中十二オ	かたみせん	下四ウ	菊の宴	上十一ウ	祇園の會	下六オ
甘羅	中十二ウ	金岡 <small>（人名）</small>	下七オ	牛車 <small>（ギヤキ）</small>	上十三オ	きんざう	下七オ
開院	中十二ウ	かせ <small>（病）</small>	下七ウ	金葉集	上十八オ	きらめき	下九ウ
かくれみの	中十四ウ	かうふりとよめ	下九オ	きびの中の司	上二十ウ	あぼらし	下廿二ウ
賀王恩	中十五オ	かげぼし	下九オ	北の陣	上廿五オ	淨見原	下廿三オ

くちすげみ	上一オ	關白うちどめ	中七オ	結叔夜	中十五オ	胡飲酒	上十三オ
くさのゆかり	上一ウ	車の紋	下七オ	げんざ	中十八ウ	國忌	上十三ウ
くもぬ	上二ウ	くさり連歌	下九オ	源氏の姓	下九ウ	極樂	上十六ウ
關白 <small>（オウシヤク）</small>	上三オ	雲がくれ	下十ウ	けしやき	下十四ウ	五壇御修法	上十七ウ
雲の上人	上四オ	くろあけ	下十二オ	（こ）		後拾遺	上十八オ
位に従へる 色の衣	上六オ	苦學の寒夜云々	下十六オ	御たち	上四オ	江帥 <small>（オウシヤク）</small>	上十八ウ
雲の上ゆるさる	上六ウ	委頭樂	下十八オ	國母	上四ウ	御幸 <small>（オウシヤク）</small>	上廿オ
くれなる拂はぬ	上九ウ	くつくかうなが 下廿一オ	御戒	金堂供養	上五オ	金泥一切經	上廿オ
官の奏	上九ウ	（け）	近衛のまつり	心をといたま	上七オ	花のいろかな	上廿一ウ
公文	上十九ウ	解陣	心をといたま	しむる色	上八ウ	御報におされ	中二オ
くわの紋	上廿三オ	華變	聲たて奏する	ともせず	上九オ	勾欄 <small>（椅子）</small>	中四ウ
熊野を移し	上三五オ	月華門	こまうと	こまうと	下廿五オ	こうたら	中七オ
俱舎の頌	上三七ウ	源氏の武者	五節の頃	極樂尊を念する	上十ウ	五節奉りける年	中八ウ
藏人所 <small>（ウラナヒト）</small>	中三オ	玄上	と一夜	こがねのみり	上十一オ	御願	中十ウ
雲のかへしの 嵐もやふく	中三ウ	下北面	こがねのみり		上十二ウ	公請	中十四ウ
						こゝめ	中十四ウ

索引



苔の衣	中十五ウ	さうくし	上三オ	三味行ふ	中五ウ	指貫も中のみ	下八ウ
五部の大藏經	中十八オ	齋院	上六オ	三千の寵愛	中七ウ	さびあぼし	下ハウ
心のきゝ給へる	中十八ウ	さくり申す	上七ウ	雑仕	中八オ	さこそはかりの	下九ウ
五針	中十八ウ	指貫	上十一オ	佐保川	中八オ	さいはいどさん	下十ウ
戀はうらなし	中廿オ	宰相	上十五オ	箏のと	中十ウ	ぞの御前云々	下十六オ
江都王	中廿五オ	嵯峨人の夢	上十六オ	三衣宮	中十一オ	蒼天眼に在り	下十六オ
吳漢	中廿六オ	相よくする人	上十七オ	さえ	中十五ウ	左衛門の陣	下十六ウ
琴爪おほして	中廿七オ	さ月の蟬聲云々	上十八ウ	三味のあざり	中十八ウ	増賀ひじり	下十六ウ
五節の淵醉	中廿九オ	左右のしらべ	上十八ウ	催馬樂	中廿一オ	さいなみて	下十六ウ
權現うたふ	中廿九オ	宰相になる道	上十九オ	さうなきと	中廿五オ	唱歌	下十八オ
小徒	中三十ウ	西院	上廿オ	雑色	中廿七オ	(志)	上四ウ
權大夫日記	下二ウ	さ月のさ山に	上廿オ	さきおふ	中廿八オ	上東門院	上四ウ
事にかりて	下十六ウ	ともしする	上廿ウ	嵯峨の隠君子	中三十ウ	七寺	上八ウ
降三世	下十四ウ	座主	上廿ウ	探桑老	下二ウ	尙模	上十オ
江次第	下廿ウ	嵯峨帝の争ひ	上廿八ウ	齋宮女御	下三ウ	えをに色	上十一オ
(20)		里内裏	上三十四オ	三代集	下七ウ	准三后	上十三オ

諸衛のすけ	上十五オ	尺八	上三四ウ	丈六	下六ウ	洲濱	上廿三ウ
眞言	上十六オ	まやく(笏)	中三ウ	眞如親王	下十三オ	水晶の筥	上廿六オ
止観	上十六オ	庄の券	中五オ	釋覺	下十四オ	簀子	上廿七ウ
四韻(詩)	上十八ウ	浄土	中五ウ	下家司	下十五ウ	すまうの節	上三四オ
仁壽殿	上廿一オ	白雲と見ゆるに	中五ウ	聖天供	下十五ウ	すぐるの薄	中四ウ
下侍	上廿一ウ	白川の水へだて	中七オ	あたうづ	下十五ウ	透笠	中八オ
十方佛土の中	上廿五ウ	なく云々	中十ウ	周文王の車の右	下十五オ	受領	中八ウ
下襲	上廿六オ	色紙形	中十三ウ	にのせたる	下十七オ	水干	中廿二オ
紙燭の歌	上廿七オ	拾遺抄	中十三ウ	寂公	下十九オ	すみやけき	中廿四ウ
試樂	上廿七ウ	上藤	中十三ウ	七の巻	下十九オ	透額	中廿八オ
昭陽舎	上廿八オ	眞のやう(書)	中十七ウ	敷島	下十九オ	相撲の使	下十八オ
職事	上廿八オ	入調	中廿ウ	侍従大納言	下廿一ウ	硯がめ	下十九ウ
白重ね	上廿九ウ	尙齒會	中廿一オ	淨徳夫人云々	下廿三オ	菅原の氏寺	下十九ウ
十六の沙彌	上三一ウ	知り給ふ所	中廿一ウ	勝鬘夫人云々	下廿四ウ	(せ)	
舍利	上三二オ	滋目結	中廿二オ	隨身	上三三ウ	攝政	上三オ
上西門院	上三二オ	まゝあひて	中廿八オ	須彌山	上十六ウ	清涼殿	上三三ウ
		侍従の太刀はく	中廿九ウ				

前裁	上十七ウ	僧綱	上十六ウ	大衆	上十六ウ	多武の峯	中十六オ
青海波	上廿六ウ	僧都	上廿九オ	臺盤	上廿ウ	大食調	中廿ウ
宣命	上廿八オ	僧綱給はる	上廿九ウ	たまづさ	上廿ウ	當來の導師	中廿七ウ
清暑堂	上廿九ウ	尊者	下五オ	瀧口	上廿一オ	大公望が周文にあへる	中廿九ウ
千手觀音堂	上三五オ	雙林寺	下十二ウ	だらし	上廿四オ	臺盤所	中三十オ
せためられ	中二オ	即住安樂世界	下十九オ	たゞ春の日にまかせたらなん	上廿四オ	探題	下二ウ
前書といふふみ	中十四オ	そめ紙	下廿一ウ	太上天皇	上廿五ウ	ただ人	下十ウ
清暑堂神樂	中廿八オ	(九)	立節	玉の男御子	上廿七ウ	泰山府君	下十五オ
笙の岩や	下八オ	大學	上二オ	たからの位	上廿九ウ	大内記	下十六オ
世親菩薩	下廿四ウ	大嘗會	上七ウ	櫛直衣	上三七ウ	大同の帝	下廿二オ
(七)		たづね行く云々	上十オ	臺	中一オ	提婆品にどかれ	下廿四ウ
則天皇后	上七ウ	踏歌の節會	上十一ウ	高坏	中二ウ	中宮	上二ウ
袖ふり給ふたち	上八ウ	たつ田の川の云々	上十一ウ	内裏の額	中十ウ	中門の廊	上七オ
ぬの御よそひ	上八ウ	たつ鳥の唐船	上十三オ	大徳	中十一ウ	除目	上十九ウ
そぎ尼	上十一オ	大極殿	上十三オ	たゞかばかりや	中十六オ	ちすりの裳	上廿三ウ
東帯	上十四ウ	たひげ	上十五オ	つちにおりて	下十九オ	度者	上六ウ
俗のふみ	上十六オ			(て)		燈火の望み	上十オ

近きまぼりの司	上廿六オ	つかさをぐして	上十四ウ	つちにありて	下十九オ	東北院	上十一オ
千世に一たびす	上三三オ	つき草の云々	上廿一ウ	朝觀	上五オ	豊のみそぎ	上十一ウ
める水	中十一ウ	弦うち	上廿九ウ	殿上人	上七オ	兜率天	上十六ウ
長吏	中十四ウ	つるばみの衣	上三三オ	殿上	上廿オ	豊のもし	上廿オ
着座	中廿三ウ	局町	上三八オ	てぐるまの宣旨	上三十ウ	鳥都野	上廿二ウ
陣の座	中廿三ウ	つちがたに	中六ウ	殿門の額	上三二ウ	遠くおはします	上廿八ウ
除目の春朝云々	下十六オ	つかや	中十四ウ	天龍八部衆	上三五オ	年の始の行幸	上三一オ
池亭の記	下十六ウ	月や昔の云々	中十八オ	銚子	中二ウ	藤氏の長者	上三一オ
智者(大師)	下十六ウ	月の光も云々	中十九オ	てづ	中十一ウ	どりがたき心	中十一ウ
持經者	下十七ウ	ついで松	中廿ウ	田樂	下三ウ	都率の内院	中十二ウ
中將の御館の時	下廿オ	ついで松	中廿ウ	手をすりて	下十六ウ	どこ	中廿二オ
父に似ても	下廿二オ	ついで松	中廿四ウ	どなりかくなり	上二ウ	富小路	中廿六オ
なかつ云々	下廿二オ	ついで松	下四ウ	東宮	上二ウ	どきなし	中廿七ウ
(三)		ついで松	下七オ	東大寺	上五オ	どきはの山は春	中廿八オ
つくもがみ	上二ウ	ついで松	下七オ				
つかさくらぬ	上三オ	ついで松	下十四オ				
罪ある者赦され	上五オ	ついで松	下十五オ				
司召	上十三ウ	ついで松	下十八ウ				

東寺の長者	下七ウ	内宴	上三四オ	なゝそぢの巻物	下廿三ウ	日記の辛櫃	中三十オ
所の雑色	下十四オ	内覽の職事	中一ウ	(乙)		日本紀の歌	中三十ウ
どろすつると	下十七オ	内覽の宣旨	中五ウ	女御	上四オ	如是より經の末	下二ウ
讀師	下十七オ	中の重	中五ウ	廿二社	上十三オ	(ね)	
鳥部山	下十九オ	七の翁	中廿二オ	西山	上廿四ウ	子の日	上六オ
(な)		なにかし千里	中廿五ウ	女房の装賜ふ	上廿九ウ	ねんに	中二ウ
内侍のかみ	上四オ	繩纒	中三一オ	女御の宣旨	上三十ウ	(の)	
南殿	上九ウ	ながらの橋	下四ウ	廿八品の御歌	上三一ウ	野べの霞はつゝ	上廿四オ
内侍所	上十四ウ	中務宮の孫君	下十オ	にきの家	上三八ウ	めども	
直衣狩衣	上十四ウ	中原氏の博士	下十三オ	にへどの	中二ウ	後ノ中書王	下一オ
納蘇利	上十九オ	なりまかる	下十七オ	にきみ	中六ウ	野の御狩歌序	下一オ
名たいめん	上十四ウ	なる	下十七ウ	入道の宮	中十四オ	後の世の煙り	下廿三オ
梨壺	上廿一オ	七の卷	下十九オ	入調	中廿ウ	(は)	
直衣に冠	上廿三オ	長岡	下廿二オ	句ふ兵部卿	中廿五ウ	はつせ	上一オ
直衣ゆるされ	上廿六ウ	長屋原	下廿二オ	庭白妙の雪とみ	中廿六ウ	花がたみ	上一オ
七瀬の御殿	上三十オ	奈落の底	下廿三ウ	庭ころ花の	中廿八ウ	廢朝	上九オ
						博士	上十オ

はやくみし云々	上十ウ	放出	中廿ウ	日の御座	上三十ウ	日なくて	下廿ウ
八講	上十二ウ	春にぞめる山の	中廿六オ	ひと夜ばかりを	中一ウ	ひをりの日	下廿ウ
坊	上十三ウ	月は云々	中廿九オ	七夕の云々	中十八オ	人磨が讚	下廿二ウ
放生會	上十五オ	半尻なる狩衣	中三一ウ	ひじりの進むる文	中十八オ	(ふ)	
法橋	上十六ウ	萩(服色)	下四オ	百大夫	中廿三オ	舟の中波の上	上二オ
春の夜明け	上廿五オ	伯の母	下七オ	檳榔毛車	中廿四オ	藤壺	上四ウ
なんどす	上廿五オ	はうどうわん	下七オ	ひきわたの狩衣	中廿五オ	文賜はらせ	上六ウ
花の鏡となる水	上廿四オ	春たつとをかす	下七ウ	樋ノ口	中廿六オ	布施	上六ウ
は云々	上廿四オ	がのい云々	下七ウ	蛭子	中三十ウ	服奉る	上九オ
春のしらべ	上廿六オ	春の宮人	下八オ	ひきもの	中三十ウ	かた度世をばそ	上十ウ
春の庭といふ樂	上廿七ウ	初元ゆひ	下八ウ	日の數を月なみ	中三一ウ	ひかざらまし	上十ウ
伯	上廿八ウ	(ひ)	下八ウ	に數ふ	中三一ウ	ふだにつく	上十三ウ
半臂	中三ウ	比叡	上五オ	ひら宰相	下一ウ	ふりう	上十七ウ
はしかくし	中五オ	平胡籙	上六オ	ひく手もたゆく	下三ウ	二間	上廿一オ
柱をにらみけん	中十一オ	平緒	上六オ	長き根の云々	下六ウ	船岡	上廿四ウ
白氏の文集	中十一オ	日のかもの	上九オ	弘高(人名)	下七オ	文よみ	上三十オ
法性寺殿	中十二オ	日吉	上十五ウ	緋威	下十六オ	書始	上三十オ
濱千鳥	中十三オ	兵仗	上十五ウ	微諦先ちて	下十八ウ		

右き後の名	上三七ウ	星あひ	上八ウ	まうけの關白	中一ウ	みのりの師	上十六オ
ふけらかす	中二オ	法橋	上十六ウ	鞠も見しらぬ	中六オ	彌勒	上十六ウ
文の心ばへ	中十一オ	北面	上三一ウ	松山	下十三オ	御厨	上廿オ
傳の殿	〔中十三オ〕 〔下十二オ〕	本院	中三ウ	まなのあはせ	下十五オ	みづし所	上廿一オ
深草の御時	中十五ウ	ほりけ	中八オ	まめやかもの	下十七ウ	御垣の柳も	上廿二ウ
ふる白雪の云々	中廿五ウ	ほうい	中八オ	まてつがひ	下二十ウ	御厨子	上廿六オ
夫なといひて	中廿七ウ	ほこぎ	中廿四ウ	萬葉集	下廿一ウ	御子の宮	上三十オ
ふきもの	下八オ	細太刀	中廿九ウ	(み)	宮造りし國司	御造りし國司	上三二ウ
ふきす煩ふ	下九オ	本院につかで	中三一オ	みつはさしたる	上一オ	御垣守	上三五ウ
ふわい	下廿一オ	梵字	下十三ウ	みちよへたる人	上二オ	皇子の御方人	上三六ウ
普門の示現	下廿四オ	(ま)	上十オ	みえし思ひの	上三ウ	道にあひてあり	中二オ
辨	上三二ウ	まぼろし	上十七ウ	御息所	〔上五ウ〕 〔七ウ〕	みよき所	中三オ
陪從	上三八オ	松どもす	上廿五オ	御影	上七オ	名簿	〔中三オ〕 〔廿ウ〕
(ほ)	上三七ウ	まな	上廿七ウ	皇子宮の服色	上八オ	御臺	中五ウ
菩提樹院	上七オ	孫庇	上廿七ウ	みどり	上八ウ	御厩舎人	中十一オ
		まつりごち	上三四ウ	道弘まる所	上十五ウ	御輿の綱	中十二オ

三笠の山の朝日	中十二ウ	昔の行ひ	中二オ	もみちばのこが	上十二オ	やをもてこゝの	上十七オ
は云々	中十七ウ	ひで	中二ウ	れて見ゆる云々	上十五ウ	こし	上廿四オ
みづくぎ	中三十オ	むかへ講	中十ウ	物見車の金物	上廿三ウ	やりなは	上廿四オ
御帳	中三十オ	むかひ腹	中廿四オ	裳の腰	上廿六ウ	柳櫻をこきませ	上三二ウ
みくら	中三十オ	紫のゆかり	下五オ	門廊	中三オ	やたりの王子	上三一ウ
身をうち川のは	下七ウ	むらどいひて	下六オ	裳着	中六オ	八十島の使	上三四ウ
しくど	下十二オ	むらのをどこ	下六ウ	もとの猿がう	中六オ	八卷	上三五オ
みこの名を得	下十二オ	むくのかう	下六ウ	ものごちなき	中六オ	やぶさめ	中廿五ウ
みくら小舎人	下十四ウ	無位は黄袍	下十一ウ	紋もなき御冠	中三二オ	山の探題	下二オ
身は朝にありて	下十六ウ	むしたれ	下二十オ	文集	中十一オ	八橋	下四ウ
心は隠にあり	下十六ウ	(め)	〔上三四オ〕 〔三六オ〕	ものつき	下八オ	山しな寺	下七ウ
三河のひじり	下十九ウ	めのも	下十八ウ	文珠の化身	下廿三ウ	屋形(舟)	下十八ウ
宮寺の司	下十九ウ	馬部	下十八ウ	(や)	上九ウ	(ゆ)	上八オ
無量壽院	上五オ	妙音	下廿三ウ	楊貴妃のちぎり	上九ウ	ゆげひのすけ	上八オ
紫の袖	上八ウ	(も)	上二オ	山井の水	上十ウ	夕の螢	上九オ
空しき舟	上十五オ	もいどせを七か	上二オ	山三井寺	上十五ウ	ゆする	〔上十四オ〕 〔下十七ウ〕
紫の雲	上十七オ	へり過せる	上二オ	やなぐひ	上十七オ	雪の御幸	上廿四ウ
室のやしま	上三七ウ	もいたび鍊りた	上二オ				

索引

ゆあひし	上廿五ウ	世のさが	下九オ	龍たん	中三一ウ	わきあけ	上廿六オ
夢かうつゝか云々中一オ	中一オ	よろづのとを夢に見るかな	下十二オ	凍々として氷しき云々	下十八ウ	わらうだ	中八オ
ゆかり	中八ウ	よろこび	下三十オ	輪廻のさう	下廿三オ	わづらはしく	中十一ウ
雪見んどしもいそがれぬかな	下一ウ	(ら)		(る)		わらはやみ	中十八ウ
夢をあはす	下二ウ	らうありて	上九ウ	琉璃の國の佛	下三ウ	わきの關白	中廿一ウ
夢ぞ知りせば云々下十四ウ	下十四ウ	朗詠集	上十八オ	類聚歌林	下廿三オ	黄袍	下十一ウ
ゆふかけてしも聲のきこゆる	下十九ウ	らんご	下四ウ	(れ)			
(よ)		落跡	下六ウ	連歌	上十二オ		
寄人	上三二ウ	(り)		(ろ)			
横河	中十ウ	臨時客	上七オ	露臺	上十八オ		
よつかず	中十四ウ	兩界	上十六ウ	六十卷	上十九ウ		
よむ	中廿二オ	陵王	上十九オ	六齋	上廿ウ		
よせぶみ	中廿二ウ	李夫人	上廿二ウ	六位の史	下十五オ		
世のさだ	中廿八オ	驪山の雲に悵望するとなかれ	上廿二ウ	六十帖	下廿四オ		
四足(門ノ)	中廿九オ	臨時祭の試樂	上廿七ウ	(わ)			
四つの法文	下二ウ	諒闇	上三二ウ	わかれし星もあひぬめり	上九ウ		

校定 今鏡 上卷 證註

關根正直著

◎第一 (序)

一 はつせ 大和國城上郡長谷寺の觀音をいふ、拾芥抄下、三十三所觀音の部に、長谷寺、金色二丈六尺十一面とあり、創立の由來は元亨釋書に委し、

二 みづはさしたる 後選和歌集雜二に載せたる、檜垣姫が歌に

年ふれば我が黒髪も白川の、みづはやくひまで老いにけるかな、とあるみづはやくひといふに同じ、老いたる人の齒落ちて、更に稚齒の芽さすをいふとぞ、後はたゞ老人を形容する詞となれり、

三 はながたみ 雅言集覽に、花を摘みいる、籠をいふとて、新撰六帖なる衣笠内大臣の「磯菜つむあまをどめらが花がたみ、うらわの波のかけやそふらむ、」といふ歌を引けり、古は、かたま、又かつまともいへり、

四 くちすげみ 源氏孟津抄の説に、口をひろぐる老人の、齒のぬけたる跡なりとあり、すげひは、齒の間の、疎に透きたるをいふなるべし、

草のゆかり

拾遺和歌集、物名の部、如覺法師の歌に、

紫の色には咲くな、むさしの、草のゆかりと人もこそ見れ、とありて、草のゆかりは唯縁といふ程のとまり、扱此の詞の由りて出でし所は、古今和歌集雜上に、

紫のひと本ゆゑにむさしの、草は皆がらあはれと見る、とありて、季吟法印の抄に、我が思ふ人ひとり故に、其のゆかりまで、あはれと思ふとなり、紫は女にたとふる草なり、草のゆかり、紫のゆかり、などよむは、此の歌より始まる也、云々と云へるにて知るべし、

春日野

大和、國添上郡、三笠山の麓の野べなり、伊勢物語に、奈良の都かすがの里に知る

よし、て、なほいへるより、思ひつきて、かくは書けるにか、

となりかくなり

拾遺和歌集雜下に載せたる、三位國章か歌に、

音に聞く狛のわたりの瓜つくり、となりかくなりなる心かな、とある詞をとりてかけり、上文に、「山城の狛のわたりに、いそちばかり侍りき、とある縁に引ける也、

つくもがみ

袖中抄に、つくもがみといふは、つくもと云ふ海藻あり、江浦草とかけり、

たくまもともよめり、髪のわるきにたとふる也、といへり、まばらく此の説に従ふべし、老女の髪のおどろに亂れたるが、此の草に似たるよりいふなり、

五つのいむと

五戒なり、殺生戒、偷盜戒、邪淫戒、飲酒戒、妄語戒の五つをいふ、佛道に

入りては、此の五戒を受け保ちて、犯さじとするなれば、さらく浮きたる妄語はせずとなり、

みちよへたる人

列仙傳に、洪厓先生、或云黃帝之臣、伶倫也、姓張氏、堯時己三千歳矣

とあり、此の故事なるべし、

もよとせを七かへり過ひせる

是れは彭祖の故事なり、荀子修身篇、楊諒註に、彭祖堯

臣、名鏗、封於彭城、經虞夏商、壽七百歳、とあり、

くちにまかせて申しける物語

大鏡のとなり、同書の序に、「ぬしは其の時の母后

の宮の御方の召使、高名の大宅の世繼と云ひ侍りしな、とあるを此の條に思ひ合すべし、

大學

天智天皇の時に創まり、文武天皇の時規模稍整ひ、大學寮と稱して式部省の被管た

り、平安遷都の後、二條、南、朱雀大路、東、神泉苑、西に在りし由、拾芥抄に見ゆ、此の頃までは盛

越の國の司

越前守をいふ、藤原爲時にて紫式部の父なり、

大と迄はあらねど、猶堂舎も存せしなり、

舟のうち波の上

次に掲ぐる、百鍊鏡の詩中にある語をとれるなり、百鍊鏡の詩見合は

すべし、

も、たび鍊りたるあかゞね

白氏文集卷四に見えたる、新樂府百鍊鏡の詞に據る、

其の詩左に掲ぐ、

百鍊鏡。鏡範非常規、日辰處所靈且祇、江心波上舟中鑄、五月五日日午時、瓊粉金膏磨瑩己、化爲一片秋潭水、鏡成將獻蓬萊宮、楊州長吏手自封、人間臣妾不台照、背有九五飛天龍、人々呼

爲天子鏡、我有一言聞太宗、太宗常以人爲鏡、鑒古鑒今不鑒容、四海安危居掌內、百王治亂懸心中、乃知天子別有鏡、不是揚州百鍊銅、

二

十一 うひかうぶり 伊勢物語初段に、むかし男うひかうぶりして、とあるを、諸註元服の事とせり、こゝも、初めて冠する程の、年齢をいふ也、

十四 世繼が申しおける 大鏡のとをいふ、かの書は、大宅の世繼といふ翁が、物語する由にかければなり、

三

六 (一)雲井 題號をかく名づけたるは、本文の中に、後朱雀院御元服の事を記して、「いとめづらかなる雲井の春になん」とある詞によれり、雲井とは雲の居る所の義にて、天上をいへるが本なるを、轉じて禁中の事ともなれり、

七 中宮 近藤氏の職原抄別記に、一條天皇の御代より二人の御妻おはしまして、一方をば皇后といひ、一方をば中宮といふ事とはなりぬ、云々、されどもいかに濫りなる世なりとて、皇后と中宮と、一時に立て給へる例はなし、女御のうちにて、すぐれてやんごとなきが、いつしか御子なども出来て、おとなび給へるまゝに、皇后にあり給へる後、また参り給ふ御方のあるが、一人の姫君などにて、殊にときめき給ふをば、女御とのみにてもさしおきがたくて、中宮としたまふ、中古の例大かたかくの如し、云々とあり、尙委しくは本書を見るべし、

九 東宮 皇太子の御事、人の知る所、但し本義は、御居所を申すなり、東宮職員令義解に、東宮

三

一 太子之所居也、と見えたるが如し、職原抄標註に、東宮とは太子の宮、天子御在所の東にある故の名なり、まか東に置かるゝは、東を震とす、易に於て震は長男の卦なればなり、といへり、

攝政 職原抄に、攝政關白者大臣兼之、或去大臣職帶之、云々、清和天皇幼而即位、外祖忠仁公藤原長房奉文徳天皇遺詔、而爲攝政、是本朝以人臣爲攝政之初也、とあり、當時の例、主上幼少におはします間は、此の職萬機を攝行し、御年長じ給へば、政を還し奉り、此の職を退く、主上優待し給ひて、更に關白職とし、諸政を關り白さしむるなり、

關白 百寮訓要抄に、本朝には陽成院の御時、元慶に昭宣公藤原基經霍光が例によりて、關白の詔を下さる、又攝政關白は、内覽とて、天子に申す文書を、先執柄に見せ合て、後に奏聞する也、云々とあり、尙攝政の條見合はすへし、

五 東宮わが御心どのかせ給ひき 東宮は三條院の皇子なりしが、御母は濟時大將の女なりしかば、道長關白のまむけにて、我が御心と、儲君の位を退かせ給ふ様に、せさせ奉りし也、其の事情大鏡卷三に委し、言長ければ引かず、

六 音便なり、混すべからず、

九 つかさくらね たゞの官位の事にあらず、年官年爵とて、三宮また准三宮などの方々は、年々特に、爵は從五位下、官は國司の様に賜はるべき程の程を、給せらるゝをいふ、又これを

九 年給とも稱すると職原抄に見ゆ、委しき制度は、同書の標註に見えたれど、言繁ければ省きつ、御隨身 道休官職解に、御隨身、院御所晴御幸供奉、關腋弓箭帶劍、云々であるにて、其の職を知るべし、上皇執政大臣等に、官より給せられて召具す兵なり、弘安禮節に、隨身太上天皇十

十 四人、將曹二人府生二人番長二人、以上騎馬、近衛八人歩、とあり、此の下、攝關は十人召具し、大臣大將は八人、納言參議は六人、中將四人、少將二人、と記されたり、序に附記して、後の參照に便す、但し禁中名目抄の註には院の御隨身十二人とも見ゆ

十 堀河の女御 堀河左大臣顯光公の女、延子と申しき、小一條院東宮の御時より、參り給へりし御方なり、見えしおもひの 後拾遺雜三に、「小一條院東宮ときこえける時、思はずに位おり給ひけるに、火たきやなどこぼちさわくを見て、よみ侍りける、」と詞書ありて、

十 雲井まで立ちのぼるべきけふりかと、見えしおもひの外にもあるかな、とある歌をいふ、おもひのひに、火をかけたる也 古き物語に侍る 大鏡をさす、卷三に右の歌を載すれば也、

十 古き物語に侍る 大鏡をさす、卷三に右の歌を載すれば也、きびは 岡部翁の源語新釋に、戸令に三歳以下爲貴といひ、黄口之兒ともいふは、鳥のひなに譬へて、黄といへり、きびわとは、稚く弱きを俗にひよわしとも云ふに同じ、然れば假名もきびわなるべし、とあり、しばらく之に従ふべきにや

十四 大内やうく造り出だし 日本紀略、後一條帝長和四年十一月十七日の條に、成刻内裏焼亡、火起自主殿寮、云々とありて、是れより數年の間、枇杷殿にかけしましたるを、今度新造の内裏に移らせ給へるなり、

三 雲の上人 おほかた四位以下の殿上人の事をいふなれど、そのみには限らず、源氏桐壺に、勅使の命婦を雲の上人と稱せし事あり、藤原氏の釋に、雲の上とは、禁中にたどるからにいふ詞なり、と見え、花鳥餘情には、昇殿の人を、男女ともに雲の上人といふべし、とあり、されどこゝは、下に御たちとて女を別に記せば、男の殿上人のみをいふ事と心得べし、

三 御たち 貴き女房たちをいふ、本朝文粹第一に載せたる、菅公の慰小男女といふ詩の、徒聞跳彈琴者、関卷稱辨、御、とある自註に、俗謂貴女爲御、蓋取夫人女御之義也、と見えたるにて知るべし、

四 梅壺 禁中五舎のうち、西の方第二なり本名を擬花舎といふ和名抄、拾芥抄などに見えたり、中庭の坪に梅樹あるをもて、梅壺と稱する也、指圖下にあり見るべし

五 内侍のかみ 内侍のかみは、内侍司の長官にして、婦人の仕官なり、供奉常侍奏請宣傳等の事を掌る由、後宮職員令に見えたれど、後世はすこぶる沿革したる所あり、禁中名目抄の註に、中古以來是れも御妾になる事あり、といへるが如し、

五 女御 天子の燕寝に侍する婦人をかく申す也、そもく大寶の制にては、天子のめし給ふ



宮人を、妃、夫人、嬪の三級に分ち、妃は二人四品以上の身分、夫人は三人三位以上、嬪は四人五位以上と定められつるも、中昔より改まりて、妃夫人にあたる程なるをば、女御とし、嬪にあたる程なるをば、更衣とせられぬ、女御といふは、もと漢國にて、王の御す女を、ひろくいへる名にて一つ定まれる號にはあらず、皇朝にても、本は然なりしを後に定まれるまな成れりと、玉勝間卷十三に見えたり、

藤壺 ヒキヤウレヤ これも梅壺に隣る西の方第一なり、飛香舎と稱す、藤壺とは、例の中庭の坪に、藤あればなり、是れらの舎ともは、皆女御たちが曹司なり、委しくは禁秘抄拾芥抄などに在り、

國母 クニノモ 拾芥抄中唐名之部皇太后の下に國母仙院と見え禁中名目抄の註に、身柄輕くも、天子の御母を云ふ、とあり、

上東門院 一條の南、京極の東に在りて、一條天皇の御母后の御居所なる由、拾芥抄に見えたり、左經記、萬壽三年正月十九日、大皇太后御祝髮の事を記し、條に、以御在所上東門院、爲院號、とあり、かゝれば上東門院と申すは、もと御殿の名なりしを知るへし、

桂を折る試み 桂を折る試みとは、文人學生の詞才を試験して、或は位を授け、祿を賜はることもあるをいふ也、日本紀零十三、寛仁二年十月の條に、廿二日辛亥天皇幸前太政大臣上東門第、云々、次歸正殿、召文人賦詩、題云經霜知菊性、云々又召凝文章生等、奉試賦詩、題曰翠松無改色、云々とある此の條の事なり、

東大寺 和州七大寺の一なり、拾芥抄七大寺の部に、聖武天皇神龜五年始造之、とあり、御戒うけ 佛道に入り、五戒を受くる式をせし也、紀零にも在り、

無量壽院 京極御堂と稱せしと無量壽院供養記に見えたり、京極に建立ありしなるべし

行啓 禁中名目抄の注に、東宮皇后等、御出を謂ふ也、と見ゆ、

比叡 江州志賀郡比叡山延曆寺をいふ、拾芥抄に、延曆寺、延曆七年始建立云々、とあり、傳教大師の開基なり、

惠心とかいひて云々 惠心は廻心の誤なるべし、日本紀零、後一條天皇、寛仁四年の條に、十二月廿一日丁酉、入道前太政大臣自台山歸京、去十三日爲受廻心戒登山、云々とあり、されば廻心戒といふ戒法を受けられたるなり、廻惠吳音同じくゑなれば、假名がきより誤りしものならむ、

金堂供養 道長公、法成寺中に建て、供養會行はれしこと、紀零に見ゆ、又法成寺金堂供養記といふ書あり、群書類聚中に收めらる、

罪あるものゆるされ 紀零に、此日大赦天下云々とあり、金玉掌中抄に常赦大赦非常赦の區別をかきて、大赦は大辟以下八虐故殺人等、咸皆赦除、但常赦所不免者、不在赦限、と見ゆ、

朝觀の行幸 此の頃は御即位改元大佛事などある時は、大赦行はる、事、常例の如くにてありし也、公事根源正月二日の條に、是れは天子年の始めに、上皇並びに母后の宮に

四ウ

行幸なる事あり、周禮に、春日朝、秋日觀、と見えたり、是れ朝觀のこゝろなり、又東宮成人の御時は、朝觀の儀ありと見ゆ、

むかし物語

これは、榮花物語をさす也、第廿御賀の巻に委しければなり、

高陽院

拾芥抄中に、中御門、南、堀河、東とあり、もと賀陽親王の御居所なれば、カヤノキなどは云ひしならめ也、當時は頼通公住まれしなり、さて此の院のいみじかりし事は、榮花物語第三十六、根合の巻に、高陽院の有様こそいと面白くをかしけれ、云々、山は誠の奥山と見え、こゝらき中より落ち、池のおもて遙に澄みわたたり、左右の釣殿などなべてならずをかし、と見えたり、

家の司

大寶令に據れば從三位以上の家には、朝廷より家令といふ役人を附せられ、其の家の事務を處理せしめられしが、いつしかさる名目も絶えて、當時大臣家には、家司といふを置かれき、是れはた朝廷の命にて、大臣家へ附けられ、其の家の事を處辨するなり、之を家の司ともいふ、

加階

位階の昇進するといふ、

御息所

天皇の御寢に侍する女御更衣などを、廣くさしていへる私稱なり、又皇太子の妃をも然稱する事あり、玉勝間五に、女御にて皇太子の御母にましますを、東宮の女御とも、東宮の御息所とも申す、東宮の御母女御、東宮の御母御息所といふとなり、とあり、此の條も、即ち東宮

五  
オ  
四

の御母御息所の義なり、此の東宮は、生み奉りし後冷泉天皇なり、

(二)子の日

題號は、文中に「春毎の子の日は多く過ぎぬれ」とある、歌の詞に據れり、子の日は春の初めの野遊なり、公事根源正月の條に、是れはむかし人々野べにいでも、子の日するどて、松を引きける也、云々とあり、何の爲ぞ尋ぬるに、拾芥抄上に、正月子日、登岳何邪、傳云、正月七日登岳遠望四方、得陰陽靜氣、避煩惱之術也、とあるにて心得べし、

齋院

伊勢の齋宮にならひて、賀茂の明神奉祀のために、定められし也、是れは嵯峨天皇の御世より始まりぬ、職原抄標註に、伊勢は天子の御氏神なり、賀茂は天子の御産土なり、故に遷都以後、いたく崇敬し給ふ、これに依て伊勢に擬て齋院をおかる、歟といへり、齋宮の事はいつきの條を見よ、

位に従へる色々の衣

一位より初位に至るまで、位階に従ひて朝服の色を異にする也、大寶の衣服令にあれば、其のさたは、いつしか廢れて、當時は四位以上黒袍、五位は蘇芳、六位以下青色となれりし由、飾抄裝束要領抄などに見ゆ、この色々とあるは、黒赤青のとならむ、

平胡籙

矢を盛る器なり、扇を開きたらむ様に矢を平たくつらね、背に負ふものをかくいふ、其の圖は、裝束圖式に見えたり、中少將常に之を用ふ、其の以下は壺胡籙なり、

平緒

束帶の時、腰より以下、前に垂る、平組の緒なり、元は太刀の帯にて、結び餘りを前に下げたるなれど、後世は唯飾りにのみなれり、この圖も裝束圖式にあり、

五  
ウ  
七

八

八

八

きぬの色まじはれるうちより云々

樂屋の幕なり、和名抄に、斑幔、万太良万久と

よめる是れ也、緋帛黄帛縹帛を一幅がはりに綴ぢたると延喜齋院式に見ゆ、舞樂の時は必幅にこれを用ふれば、こゝも此の幕のとをいふと知らる。

十一

度者

禁中名目抄の註に、出家する人のとなり、とあり、尙次の註を見よ、

十一

ふみ賜はらせ

度牒とて、僧尼となるゆるしふみを賜ふとなり、いにしへ僧となるに

は、朝廷より公驗を授けらるゝ也、平人妄りに僧となるとを許されず、其の制僧尼令に委し、手近き書にては、制度通にも見ゆ、

十三

御布施

布施は布視捨施の略にて、僧に衣類を惠施する義といふ、又書言字考には、俱舎

論を引いて、運心寛廣名布、輟己惠人日施、と記せり、

二

位などたまはらす

正月五日六日の頃、諸王臣叙位の儀式あり、其の事を云ふなり、委

しくは江家次第に見ゆ手近き書にては例の公事根源を見るべし、

二

から人の袖ふる

唐樂をかなづるを云ふ、但しこゝは源氏物語紅葉の賀の巻に、

から人の袖ふるとは違けれど、たちむにつけてあはれとぞ見え、  
とある詞をとれる也、

九

雲の上ゆるさるゝ人々

謂はゆる殿上人なり、通例四位以上、および六位、藏人たちは禁中の紫宸殿清涼殿等、殿上に昇るを許さる、即ちこれなり、

六

十

近衛のまつりごと人

近衛府の將監をいふ、其の證は和名抄に、將監和名萬豆利古止

比止とあり、又職原抄に、將監六位諸大夫任之、五位時叙留、隨分執之、舞人樂人等任之、云々ともありて、此の官の舞人樂人など動むるは常の事と見えたり、

十一

臨時客

攝關家に於て、春のはじめに公卿を招待して、饗宴を催すことをいふ、公事根源

に委し、

二

殿上人

おほかた四位五位の人にて、昇殿ゆるされたるをいふ、上達部より下薦なり、禁

秘御抄に、殿上人の員數、また御ゆるしの事とも委しければ、言繁ければ略す、

三

左右の御馬ひかる

左右馬寮の馬を、引出物として遣はさるゝ也、

六

後の御事云々

御葬禮の事なり、又よそほしとは、莊嚴にする意、こゝの文意は、御讓位

の後、崩御と披露あるは、御葬儀を莊嚴にせず、諸式とも軽くせんとの叙慮ぞとなり、

十

菩提樹院

拾芥抄下に、神樂岡、東、上東門院之御領、とあり、略しては唯菩提院とも云ひ

けるにや、次に引ける榮花物語の文にて知るべし、

十一

御えい

御影とかきて、御畫像を申す也、榮花物語むらさき野の巻に、二條院、故院(後一

條院也)の御墓所に御堂たてさせ給ひて、ぼだいおんどて、東山なる所に三昧堂たてられ、云々御堂には故院の御えいをかき奉りたり、似させ給はねど、御直衣姿にて、御脇息におしかゝりておはします、いとあはれ也、云々とて、次のいかにしての歌とも載せたり、

七  
オ

六  
ニ

(三)初春  
即位

此の題號は、末に、年の始の朝觀の事あれば、然らずく、  
禁中名目抄に、シヨクキと假名付けたり、註に受禪の後、即位の禮を行ひ給ふ也、香  
をたきて天に告げ、郡臣百官禮服を着し、天皇を拜する也、代始和抄見合すべしとあり、受禪と  
は、先皇のゆづりを受くるとなり、此の後別に即位の禮を擧げらるゝなり、當時の式は江家次第  
に委し、

大嘗會

天皇一代一度の大儀なり、御即位六月以前なれば、其の年の十一月に行はれ、六  
月以後なれば、翌年の十一月に行はる、新穀をどり、天神地祇を祭り給ふなり、此の儀も委しくは  
江家次第にあり、

から國の則天皇后

唐の太宗の時、後宮に入りて、才人となりし武氏の事なり、太宗崩  
せし時、武氏年廿四にして尼となりしが、太宗の嗣高宗、召して宮に入れ、尤も寵あり、年三十二  
にして遂に后となりぬ、后性明敏、書史に涉り、事を處するに皆上の旨に叶へり、是れより政事を  
專にして、權人主と伴しかりき、高宗崩後、朝に臨みて制を稱し、後自立して帝となり、尊號を  
則天大聖皇帝と稱す、年八十二にして歿せりとす、本文長ければ、節略して和譯せり、

さくり申させ

呼吸つまり、聲をひきて泣くとをいへるなり、榮花物語浦々のわかれに、  
さくりもよと泣きたまふとあり、俗にさくり上げて泣くなといふ詞におなじ、

御息所

こゝなるは、東宮の女御を申す也、上の文にて知るべし、なほ東宮に侍し奉る婦

五

八  
オ

七  
ウ

六  
ニ

六

二

一

五

八  
ウ

八

十

二

二

三

四

人を、御息所といひたる例、源氏物語などにもあり、  
かすみのうち云々 後拾遺集戀に

ほのかにも知らせてしがな春霞、かすみの中に思ふ心を、とある歌をいふ也、

院司

拾芥抄中に、別當執事年預判官代などを院司と記し、名目抄の註には別當以下之惣  
號也、とあり、院中の諸務を扱ふなり、

ゆげひのすけ

左右衛門、佐をいふ、花鳥餘情に、朝負と書きてゆげひとよめり、朝は矢  
を入るまことをいふ、左右衛門は、弓矢を帶するつかさなるによりて、ゆげひといへり」とあり、

一員

源語秘訣に、左右將監各一人を、召具すを、一員と云ふ、とあり

みこの宮の御衣の色かはりて

皇太子晴の御服色は、黃丹なる事、衣服令彈正式等  
に見えたり、而して主上の常の御裝束は、麴塵ども、俗に山鳩色ともいふ、青色をめすに定まり  
てあれば、色かはりてめづらしく、とはかける也

袖ふり給ふたち居の御よそひ

再拜舞蹈とて、拜禮の式あり、そは拾芥抄に舞踏  
事、再拜置笏、立々左右左、居々左右左、取笏小拜、立々再拜、と記せり、左右左とは、左また右と、袖中  
に手をさし延べて、舞ふ如き姿勢をなすをいふ、されは袖ふりたまふ立ち居のよそひとかける  
なり、此の事源氏物語餘釋に、手の舞ひ足の踏をも忘るゝばかり、唇き由を表したる、もろこしざ  
まの儀式なりとて、源注餘滴を引いて、草木子に舞踏唐制也、自武后賜宋之間始、と見たり」と

あり、

五

紫の袖

三位以上の人の服色なると、衣服令の定めにて、深淺の別もありしなれど、當時は一體に黒袍となりし也、然れども、猶舊章に従ひて紫とはいへるなり、

六

あけもみどりも

あけは緋なり、五位の人の袍色、みどりとは六七位の人々の袍なり、舊制深緋は四位、淺緋は五位、六位は深縹、七位は淺縹と定まりしを、當時五位はあけ、六位以下青衫となりたる也、かく服制どもの沿革したると、裝束圖解の中に記しければ、

七

(四)星あひ

題號は篇中に、「このけふ別れし星もあひぬなり、なほ類ひなき我が身なるらむ」といふ御製を載せ、又「星あひの空、いかながめ明かさせ給ひけん、云々」といふ句もあるによりて、名づけし也、星あひの故事は、毎年七月七日の夜、牽牛織女といふ二星、天の河をわたりて相會する由、荆楚歲時記、五雜俎等に見ゆ、言長ければ引かず、

十三

心をいたましむる色

白樂天の長恨歌に、玄宗帝、楊貴妃の死を追悼せし意を述べて、行宮見月傷心色、とある句によりてかけり、

十四

七寺

大和、關なる東大、興福、元興、大安、藥師、西大、法隆の七箇寺をいふ、拾芥抄下に見ゆ、

九

一

御服たてまつり

凶服をめし給ふとなり、喪葬令に、凡天皇爲本服二等以上親喪、服錫紵云々、義解に、錫紵者細布、即用淺黒染也とあり、服の字、喪服の時は、ブクと濁りて唱ふるこど、禁中名目抄にあり、故實のならひなり、

一

廢朝

禁秘御抄に、諸司政如恒、天子一人不臨朝政、云々、廢朝三日と仰せられぬれば、止音奏警蹕、禁中無物音、垂清涼殿御簾、第四日可上御簾、とあるにて知るべし、

一

清涼殿

天皇常にこれにします宮殿にて、晝御座、夜御殿を始め、殿上、下侍などいふ所、皆此の殿に在り、禁秘御抄に、委しき御説あれど、長ければ引かず、總體殿舎の所在指圖は、あらましながら後に出だせり、

二

日のおものまゐる

孟津抄に、御膳をおものまゐり也、常の御膳なり、大床子をおきて、其の上に御膳をたてまつるなり、日の御膳と稱す、と見えたり、

二

聲たて、奏しなどする事もせず

枕草子に「日のおまほしの方に、おものまゐる、足音たかし、けはひなをしくといふ聲きてゆ、とあるを想ひ合はすべし、是れ常の儀なり、こゝに聲たてずとあるは、禁秘御抄に、廢朝の時警蹕をどゞむる由見わたるに、よくあへり、

三

ゆふべの螢云々

長恨歌に、夕殿螢飛思悄然、秋燈挑盡未成眠、とあるによる、

三

秋のともしび云々

上に引ける長恨歌の句にあり、

四

解陣

凶事により、臨時に禁中の警固せしを、解除せらるゝとなり、禁秘御抄に見ゆ、名目

抄に固めたる陣を解くなりどあり、

くれなゐ拂はぬ

長恨歌に、宮葉滿階紅未拂、とある詞による、

南殿

紫宸殿のとなり、禁中南に向かひし、第一の殿なればかくいふ、當時おほやけの政事を聞こしめさるゝ所なり、禁秘御抄拾芥抄等に在り、

官奏

太政官より政務を奏聞に及ぶ事なり、江家次第に不勤佃田を奏する式を、官奏と名づけて記されたる文あれど、そのみには限らじ、

出雲の御

出雲守成親の女なり、御とは、上藤女房を敬していふ稱なると、上に註せり、

秋の宮

拾芥抄中、官位唐名の部、皇后の下に長秋宮、皇后宮の下に秋宮、また中宮の下にも長秋宮とかけり、されは皇后中宮、いづれをも秋の宮と申しとなり、秋の宮とは、もと唐名の長秋宮、また秋宮ともいへるを、やがて邦語にうつし云へると、右拾芥抄の趣きにて知られたり、らうありて

巧者なるにもいふ、こゝも巧者の意なり、

別れし星もあひぬなり(歌)

牽牛織女といふ二星の、毎年七夕に相會ふ由、題號の條にいへるが如し、

楊貴妃のちぎり

楊貴妃は、誰れも知る如く、唐の玄宗帝の寵姫なり、扱その契りといふは、白樂天が長恨歌に、七月七日長生殿、夜半無人私語時、在天願作比翼鳥、在地願爲連理枝、と

九

八

十

十

十

十一

十三

十三

二

四

五

尋ねゆくまぼろしもがな

源氏物語桐壺に「尋ねゆくまぼろしもがな、つてにても、

たまのありかをそと知るべく、」とある歌の詞なり、まぼろしとは、玄宗皇帝のために、楊貴妃が死後のすみか尋ねたる、幻術士をいふ、これも長恨歌にあるを、思ひよせたる歌なり、彼のまぼろしよ、今もあれかし、中宮の魂のありか、知らまほしきに、なと思ひ給ふ由なり、

桂を折る試み

百鍊抄四、長久二年の條に、三月四日於皇居二條第有花宴、召撰文章生、

於前池中島合作試時、歌音不如鶯、とあり扶桑略記廿八に、三月四日有花宴、召撰文章生賜勅題、歌舌不如鶯、七言四韻、七日召諸儒於陳頭、令評定及第者十二人也、と見えたるにて、試験及第のことと知るへし、

博士

敦光をいふ、博士はもと大學寮の教官なり、後にはあながち官務なくとも、碩學宿儒を博士といふ、

尙複

安齋隨筆に、侍讀の職、讀書を教へ奉りし後、其の章句を複し申さしむる職なり、常には此の職なし、御讀書始の時定めらるゝ由見ゆ、又侍讀は、公卿の身分、尙複は、地下の儒者の勤むる職なりとぞや、

どもしびの望み

先に及第せしものは、此の度博士とならむとを望み、未だ桂を折り得ず、即ち及第せざる學生は、燈油料を望むとなり、燈油料賜はる制は、延喜大學式に、凡諸博士學

十

二

五

生等、計宿給燈油料錢、とて博士以下其の差あり、又千載集に、學文科申し侍りけるを、給はらず侍りける時、人のとぶらひけるかへりとに、よみて遣はしける、大江匡範

思ひやれ十夜にあまれる燈火の、かよげかねたる心ぼそさを、とあるもこの燈油料のとなり、

(五)望月

題號は、紫式部の「もちながらこそ千代もめぐらめ、」といふ歌をのせ、又「九月十三夜より望月の影まで、佛の御顔も光りそへられ給へり、」ともある文の詞による、

十二

五節の頃

十一月の新嘗會の頃をいふ、此の節會に出で、舞を仕うまつる女を、五節の舞姫とも、零しては五節ともいふなり、五節と名つくる由は、舞ふごとに袖を振ると、五反なるより然いふと、又此の舞姫の數は、大嘗祭に五人、新嘗祭に四人、公卿あるは國司の處女の勤むる例なり、委しきとは、江家次第公事根源等に見ゆ、

十三

はやくみし云々(歌)

後拾遺雜五にあり、北村氏の抄に、やま井は山藍とて、五節の小忌衣のとにそへて序歌によめり、下の句はかの殿上人たちの、打とけ給へる有様は、昔見し五節の頃、をみの公達の姿にかはらずとなり、

十五

顯基の入道

清輔袋草子に、入道中納言顯基は、後一條院の近習の臣なり、長元九年四月十七日崩御、同廿二日奉遷上東門、此日於大原出家、生年卅七、時人落涙云々、其後横川籠居之比、上東門院より問はせ給ひければ、とて次の歌を載す、

ふた、び世をもそむかざらまし(歌)

上東門院、萬壽三年正月十九日、御さまをか

十ウ

十一オ

八

九

へ給ひ、又長曆三年五月七日に御々し金くおろし給ひしと、上文にて明らかかり、此の事を二たび世をそむくとはのたまへるなり、深く思ひ入り給へるによりて也、猶次の註を見るへし、始めはみぐしそがせ給ひ

花鳥餘情に、女の戒を受くるといふは、額髪を剝して、さげ尼といふものになる也、とあり、一度はかくなりて、其の後全く髪を剃りおとし、出家する例、

此の頃の風と見えたり、婚記久安四年七月廿四日の條に、鷹司殿源倫子、治安元年十月出家、或説長曆元年三月十四日、於法成寺西北院有御出家事、先、度、垂髮歟、などあるにて察すべし、

十一

御となふら

御殿油の略語にて、殿中に設くる燈火の事をいふ、

十二

かいともしする人云々

禁秘抄日没以後事の條に、先播燈、自御湯殿方進之、内侍取之供夜御殿四方、其後供所々掌燈、女房役之、云々とあれば、燈油の役は、女官に定まれるなり、

東北院

拾芥抄中に、一條南、京極東、上東門院御所とあり、證號雜記に、上東門院彰子、又

東北門院とも見ゆ、始め住み給ひし所を、寺にせさせ給ひたる也、扶桑略記に、長元三年八月廿三日、上東門院供養東北院、云々とあるは、此の時の事なるべし、

極樂尊を念じ奉ると一夜

朗詠集に、佛事、紀齊名、

念極樂之尊一夜、山月正圓、先勾曲之會三朝、洞花欲落とあり、

志をに色

紫莢色なり、河海抄に、表蘇芳、裏青とあれば、裝束色彙に證を引きて、表薄色

(紫)裏青とあるやよろしき、

十一ウ

八

十一

十一

指貫

奴袴と書くを正しとす、布にて製するを本義とすれど、當時は綾織物を以てせり、直衣又は狩衣の下にも着する、括り袴なり、委しくは裝束圖解にいへり、

十二オ

八

(六)菊の宴

十四

いつきたち

此の題號は、末に菊の宴催し給へるとあればなり、齋宮齋院たちを申すなり、齋宮は和名抄に以豆岐乃美夜とあり、天皇御代の替はる毎に、内親王また女王を選びて、伊勢の神宮を奉祀のため、かして遣はし給ふなり、是れ崇神天皇の御時を濫觴として、後世まで絶ゆるとなかりき、齋院の事は上に註せり扱此の齋宮齋院に居たまふ女王を、齋王と申すなり、すべての作法延喜式に委し、此の時齋宮に立ち給ひしは、三條院の皇女嘉子内親王、齋院には後朱雀院の皇女祿子内親王にておはしけり、

十二ウ

二

豊のみろぎ

大嘗祭の御禊をいふ、是れは大嘗會行はれん前の十月、吉日を占ひて、賀茂川に行幸ありて、御身をみそぎ祓へし給ひしとなり、江家次第に委し、

三

踏歌の節會

正月十五日に男踏歌、十六日に女踏歌とて、行はる、湖月抄に、年始の祝言の歌うたひ、舞をかなで、所々めぐりありくとなり、とあり、其起原などは、公事根源集釋にくはし、

六

いはねの松

後拾遺集賀の部に、能因法師  
春日山岩根の松は君がため、ちとせのみかは萬代をへん、とあるをいふ、

七

たつ田の川の

同集秋下に、同じ法師  
嵐ふくみひろの山のもみちば、立田の川の錦なりけり、とある歌のとなり、

十二

もみち葉のこがれて見ゆる御舟かな

此の事、俊頼口傳の下巻に見えたり、文いと長ければ、節零して左に引くへし、

後冷泉院の御時、四條の宮の御夢さわがしとて、其の料に御祈りせさせ給はんとて、あからさまに東三條殿に出てさせ給ひたりけるに、上達部殿上人のこりなく集り遊びつゝ、宮つかさも集まりて、紅葉を多く折りて、舟の屋形にして、島かくれより漕ぎ出でたるを見れば、何となく光り照りたり、南の普賢堂に、宇治の僧正僧都、君とて、御修法して候はせ給ひけるに、かゝるとありどもろくの僧達集まりて居なみたり、其の中に真運法師と申す歌よみ有りけるを、殿上人見しりてあれは真運法師か、と問はせければ真運目もなくゑみて、ひらがり居たり、近くさしよせて、真運さりぬべき連歌などして参らせよ、と申されければ、

もみちばの、こがれて見ゆる御舟かな、

と申しかけて歸りぬ、人とは是れをきゝて、舟にまかせてつけんとすると、やゝ久しかりければ、やうく築島を巡りて、一廻りのほを得つけざりければ、空しく過ぎにけり、かぎりあれば、藏人ばかり内に参りて候ひければ、うち御前にめして、さていかなる事かありつる、と問はせ給ひければ、此の事どもを、有りつるまゝに語り申しければ、帝大きにおそろかせ給ひて、其のこときくに人との耻ぢにはあらざり、わが耻ぢにころは侍るなれ、とて入らせ給ひにけり、云々

十二

連歌

これも俊頼口傳上に、連歌といふものあり、例のなからをいふなり、云々



尼の作

さほ川の、水をせきあけて植ゑし田を、

家持中納言

かるわせいひは、ひとりなるべし、

これは萬葉集の中の連歌なり、云々どあり、そのかみよりありしすさびにて、一人上句あるは下の句を歌ひ出づれば、又一人その下まれば上の句を作りつけ、一首の歌にしなすなり、これは俗語をもさらにえらばず、おほかた、滑稽にいひなすなり、

十三オ (七)こがねの御法

し也、

題號は、金泥の經文寫させ給ひ、供養させ給ひしとあれば、名とせし也、

四 高陽院の内裏

去ぬる康平元年二月二十六日、内裏及び中和院大極殿等、燒失の由、百

鍊抄に見えたり、其れより此の高陽院を、しばらく假皇居とせられしなり、之を里内裏とも、今内裏とも稱す、高陽院のと前に在り、

八 入講

公事根源に、大かた法華八講といふ事は、勳操といふ、沙門の、桓武天皇延暦十五年より、始めけるにや、とありて、松下氏の釋に、八人分法華八卷、四日朝夕二座、各講一卷、と註せり、尙委しくは元亨釋書第二に在り、

十二 五卷の日

紀、宗直が薙髮錄に是れは法會にある事にて中日の事に候宜胤卿永正十四年

十二 上達部

記に五卷日とは中日の事也此の日法華經の五卷目を講じ候故稱五卷日云々と見えたり

十三 たつ鳥のから船

龍頭鵝首とて、樂人の乗る船二艘、一つには船舳に龍を刻み、一つには鵝といふ鳥の象を刻みて、飾りとせしをいふ、是れ又唐風をうつせる也、淮南子本經訓に、龍頭鵝首浮吹以娛云々、とある注に、龍舟大舟也、刻以龍文、以爲飾也、鵝大鳥、畫其象著船頭、故云鵝首云々としるせり、かくするとは、水患を禦く也と、河海抄にいへり、

十一 准三后

大皇太皇后、皇太后皇后の三宮に准せらるゝ由にて、三宮と均しき、年給を賜はるなり、委しくは、標注職原抄に出づ、

十四 ふきものひきもの

笙、箏、篳篥、笛の類と、琴、琵琶の類とをいふ、

一 胡飲酒

歌舞音樂畧史に、教訓抄を引いて、胡飲酒は胡國の樂にて、胡人、酒を飲む姿を模して舞曲とす、一説には仁明帝の時作るともいふ、其の時改作せしものか、とあり、

三 廿二社

伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、石上、大和廣瀬、龍田、住吉、日吉、梅宮、廣田、祇園、北野、丹生、貴船、三輪の廿二の社をいふ、

八 牛車など蒙る

牛車など蒙るとは、牛車ながら宮門に出入するを、許さるゝ宣旨を蒙る事なり、凡牛車は宣旨蒙りし上ならでは、宮門に乗り入ると叶はざる、當時の制なり、委しき事

十四オ

十三ウ

十三オ

十二

八

四

三

十三

十二

十一

十四

一

三

八

十四ウ

は、世俗淺深秘抄、門室有職抄等にあり、牛車はギツシヤと讀むべし、

國忌

職員令治部卿の條の義解に、國忌謂先皇崩日也、とあり、されど先帝のみならず、母  
後の御忌日をも、國忌とせらるゝ事、拾芥抄公事根源等によりても知らる、

やんごどなき御名

贈皇后宮と、稱し奉るとをいふ也、

(八)司召

此の題號は、文中に司召のことあればなり、司召とは、在京の諸臣任官の公事を  
いふ、公事松源に委し、

十一 坊にこそは立てめ

皇太子に立て給はんとの事なり、皇太子の御居所を、東宮と申し、  
宮の御用を扱ふ役所を、春宮坊と謂ふ、令集解朱説に、東宮之内政事所行也、とある是れなり、さ  
れば皇太子立ち給へば、必ず坊官も定まる故に、遂に皇太子の御事を坊と申し、立太子の事を立  
坊と云ひならへり、扱東宮春宮ともに、美古之美夜と訓み音には、トウケウと唱ふるなり、  
次に大夫とあるは、春宮、大夫とて春宮坊の長官なり、

大極殿

皇極天皇の朝、唐風に倣ひて建てられし也、和名抄に朝堂院の正殿と見え、朝堂  
院とは、天子臨朝即位、視告朔所、と拾芥抄にもありて、古は即位元會の大儀等、皆此の殿にて行  
はれし也、

ふだにもつきける

清涼殿の殿上に簡ありて、昇殿諸臣の名を注せり、之を簡籍と云  
ふ、始めて昇殿免されし者は、此の簡に我が名を注さるゝ也、されは簡につくといふは、即昇殿す  
はれし也、

十五オ

十五ウ

五 一

學士

東宮職員令に、學士二人掌執經奉説、とあり、皇太子の御師範なり、

州民縦發甘棠詠

新撰朗詠集下、刺史といふ題にて入れり、昔召伯といふ人、國を治め  
て政平らかなりしかば、民皆喜びて、甘棠の詠をなしたりと傳ふ、其の詠は、詩甘棠篇に、蔽希甘  
棠、勿剪勿伐、召伯所憩、とある是れなり、

此の物語は、古事談にも載せて、左の御製をも添へたり、

忘れずは、同じ空とは月を見よ、程は雲井にめぐりあふまで、

かみにも加はりたる

上文に、司召のふみとある、其の紙に、名の入りたるをいふなる  
べし、

次のあしたの陪膳云々

帝隆方を惡み給ふを、彼れも心得てあめれば、よも陪膳には  
参るまじ、引籠りてあるべし、他人に命せよと仰せられしなり、

按ずるに古今著聞集三に、後三條院御時、隆方が權左中辨にて侍りけるを越えて、實政を左中辨  
になされにけり、あしたに隆方陪膳つとめて候ひければ、御膳にも得つかせおはしまさよりけ  
り、耻ぢさせ給ひけるにこそ、云々とあるを想ひ合はすべし、

ゆするし

昔髪を梳る時用ふる水を、ゆすると云ふ、泔の字をかく、ゆするしは、之を以  
て髪をつくろひしをいふ也、寢殿の飾りにも、鏡臺櫛笄、泔を備ふる事、雅亮裝束抄に見え、泔坏

十六オ

九

八

十一

十六オ

二

とて、髪搔水の器の圖も、類聚雜要抄に在り、

内侍所

禁中温明殿の中にあり、神鏡を安置する所にして、内侍の常に伺候する所なるかに、此の稱あり、禁秘抄拾芥抄等に委し、是れに依りて神鏡をさして、直に内侍所とも申奉る、此の條も神鏡を申す也、

つかさをさへ具して名たれいめん

官位姓名を、正しく名のり奉りしなり、殿居の名

對面とは別なり、

束帶

裝束要領抄に、袍以下の裝束に、表袴を着し、石、帯を以て束ぬるを、束帶といふと書けり、委しくは、別に裝束圖解の中にいへり、

直衣狩衣

直衣は公卿の平服なり、勅許を得し人ならでは、之を着して君前に出づるとを得ず、狩衣はまた野狩遠行の時に用ふべき略服なれば、まして君前へ出づべきならねど、こゝは火急の場合なればなり、直衣狩衣のと委しくは例の裝束圖解に」

八

七

六

二

十七オ

一

◎ 第二

(九)たむけ

題號をかきいふは、後三條院、石清水日吉などに、御參拜ありし事どもをかければなり、手向とは、神佛に幣たてまつるとをいふ、

石清水

城州男山八幡大菩薩なり

放生會

功德のために、社前に於て、捕へ置ける魚鳥を放ちやる事なり、江家次第公事根源等に委し、

上卿宰相

流布本にはかみ宰相とあれど、百鍊抄延久二年八月十四日の條に、有勅石清水放生會、遣上卿以下、とあり、公事根源にも、上卿宰相辨衛府とあれば、かたぐ、上卿とある方に従ひつ、扱此の時の上卿は、權大納言隆國、宰相は參議經信なりし事、百鍊抄の註文にて知られたり、宰相とは參議の唐名なり、又上卿はシヤウケイと清みて讀ひべし、禁中名目抄の註に、公事の日、事をとる、其の日の上首の大中納言なりと見ゆ、

諸衛のすけ

近衛の少將、衛門兵衛の佐官なり、職原抄に在り、

圓宗寺の二會

拾芥抄下に、圓宗寺、後三條院建立、本名圓明寺とあり、又二會は法華最勝の二會をいふ、そは同抄に二會、圓宗寺法華會十二月、五箇日無定日、延久四年十月廿五日始之有行幸、天皇有御拜、寺司無賞、廿九日結願、抽講師頼増爲權律師、最勝會二月十九日、永保二年二月廿九日、被始、加之以去年二會講師明實爲講師、無行幸無賞、と見えたり、

四

四

四

三

三

一

五

山三井寺

山どのみいふ時は、比叡山延暦寺に限る也、これは桓武天皇の延暦中、皇城鎮護のためとて、傳教大師の創立せし所、皇都の東北にあたり、江州志賀郡に在り、三井寺も江州長等にあり、もと大伴氏の氏寺なりしを、智證大師うけつぎて中興せり、單に寺とのみ稱するは、必此の三井寺のとなり、

七

日吉

比叡山中に在り、山王權現と號す、

八

道ひろまる所

天台の弘まるべき本たる、比叡山をいふ、本文に日吉の行幸云々、法華經おもくあがめさせ給ふ、とあるにて、天台とは知らるる也、

十四

物見車の金物うちたるを御覽じて云々

古事談一に、後三條院代始、八幡行幸之時、留風聲、物見車外金物をぬかられけり中の金物は、依不御覽、不被放、故今所用也、賀茂行幸之時、外金物の車無一輛、云々とある思ひ合すべし、

四

さきの帝の御時火事侍りし後

先の帝は後冷泉院なり、此の火事は百鍊抄に、康平元年二月廿六日新造内裏、並中和院、大極殿、東西樓、朝集堂等燒亡、云々とある時の事なり、

十四

むなしき舟(歌)

俊賴口傳に、此の御歌を解きて云はく、空しき舟とは、かりぬの帝を申す也、其の心は、位にておはします程は、舟に物を多くつめば、海を渡るにおろれ有る也、それに荷をとりおろしつれば、風吹き浪高けれども、恐れなきにたとふる也、よろづに恐れもなき舟を、さして参りたれば、神も哀れとおぼしめさんとなり、又般若の舟といへるとあり、其の心は般若

十七ウ

オ八十

六

はよろづを空しく説く也、其の般若の舟にのりて、苦海を渡れば、神佛のよろこばせ給へば、住吉の明神も、あはれと覺しめすらむとよませ給ふ也云々、

嵯峨に世をのがれて居たる人の夢

續往生傳に、故備後守保家朝臣妻、出家在栖霞觀、延久五年五月七日曉、夢綵雲西舞、笙歌不絶、夢中問之、人皆謂此仙院御往生之相也、寤後、人來告曰、今朝晏駕、云々とあり、當時この君を慕ひ惜み奉るあまりに、かゝる事盛に云ひはやつたるものと見ゆ、

十

(十)みのりの

題號のいはれは、後三條帝佛道に明らかにおはしまして、學識ある法師たちを、多く召し給ひたる物語あればなり、

十二

眞言

弘法大師の創唱せし、宗旨なり

十二

止觀

天台の經の名なり、天台は傳教大師の弘めたる宗旨なり、當時朝廷には、眞言天台ともに御歸依ありて、兩宗甚盛なりき、

十二

俗のふみ

儒書を云ふ、書言字考に、外典亦云俗典とあり、

十四

顯密

書言字考に、顯云天台、密云眞言、とあり、上文に眞言天台兼ね學びたらむ、云々とあるに應じて、いとよく聞こゆ、

一

藥智

古事談第三に、益智とあり、この物語も同書に見ゆ、

二

かりばかま

狩持なり、仕立様指貫の袴に同じ、但し布にて製す、裝束抄に見ゆ、

十八ウ

八

極樂

九品淨土ともいふ、西方十萬億土に在りて、無量壽經に出でたりといふ、

八

兜率天

これも佛者の唱ふる所にて、四天の一部なり、漢譯すれば知足の意といふ、俱舍論に詳なりとぞ、

九

兩界

密宗の兩部とて、胎藏界、金剛界の兩界をいふとぞ、

九

彌勒の世

彌勒菩薩出世の時まで、といふ意にて、未來永世ともいはんに同じ、河海抄に從釋尊入滅、至慈尊出世、隔五十七俱低六十百千歳云々、彌勒下生經には、將來久遠劫、於此國界成佛云々、と見えたり、

十

大鬼王の命長き

此の故事 何の經文に出でたるにか、詳ならず、なほ尋ねべし、

十一

須彌山

梵語に蘇迷盧と云ひ、漢譯して妙高山といふ、俱舍論に説かれし事とぞ、書言字考に、西域記を引て、大海中に在りて、金輪の上に據る、日月の回迫する所、諸天の遊舎する所とかけり、

三

僧綱

拾芥抄に、僧正、僧都、律師、法印、法眼、法橋、謂之僧綱、とあり、僧官の總稱なり、

三

法橋

僧官なり、僧綱の下級に位するもの、上の注にて心得べし、

四

世のへだて

東宮の、天位に即き給ふまでは程遠く、且藤氏所生の皇子などおはしませば、障りともなるべかりしをいふ、世を知り給ふに、隔て多かりしにとなり、

五

柏夾

冠の縷をわがねて、白木の細きにて、挟みたるもの也、武官の冠は常にかくの如し、

十九オ

六

やなぐひ

矢を盛る器にて、胡録とかく、服の類なり、平胡録、壺胡録などいふあり、委しおけり、

六

中門の廊

當時貴人の邸第には、總門の中に、又中門といふあり、その屋の棟は、廻廊に連なれり、故に此れを中門廊といふ也、扱この門は、屋根こそ廻廊につゞけども、下は土間にて、庭の内外通行に便にし、廊は庭を廻りて、寢殿につゞく、關白家などには、此の廊に侍所といふありて、下司の者の詰所とし、客の訪ひ來るれば、まづこの中門にて、取り次ぎをなしたる也、こは當時の雜史物語等に見えたる所と、家屋雜考の説とを參取して記す、

十

をかしの者

犯しの者なり、犯罪人をいふ、

一

相よくするおぼえありて

人相をよく觀るもの、君寵を蒙るありて、それが天下の主たるべき由申しける、其のかひ有りてといふ意なり、

七

むらさきの雲(歌)

此の歌後拾遺賀の部に在り、季吟法印の抄に云はく、紫の雲とは、後の御事と八雲御抄にいへり、たつと聞くとは、立后の御事を、雲のたつといふ縁にてよめり、

十一

今はたゞ雲井の月を云々(歌)

後拾遺雜一にあり、詞書に、「後朱雀院御時、月のあか、

十九ウ

りける夜、上にのぼらせ給ひて、いかなるとか申させ給ひけん、とあり、又抄に、いかなる勅言  
ゆゑ、かくめぐり逢ふべき程も知られずと、よませ給ふかは知りたけれと、大かたの風情、あは  
れなる歌なりとかけり、

十四

(十一)紅葉のみかり

題號は文中に大井川行幸の記事あれば、かく名つけしなり、

十三

一の人

攝關たる人をいふ、職原抄に、攝政關白者、大臣兼之(中略)又執柄、必蒙一座之宜  
旨、故稱一人、云々とある是れなり、

十一

院の後

天位をさうりて院と申し給ふ後をいふ、

四

かんだ

坎日とかく、昔の曆に、凶會日、歸忌日、坎日などいふありて、物事に付き、忌むべ  
き日と定む、委しくは拾芥抄下に見ゆ、

二

やおもてこゝのこしの塔

八面、九層の塔なり、

十四

ふりう

風流の字を、當時の詞にかくいへりしにて、物好き、又意匠などいふ意に用ひし  
なり、

二

前裁

せんさいとよひべし、庭前に栽ゑたる、草木のとなり、

四

まつともし

まつは積松なり、百臺の御灯を、一度にともさんの御用意なりしを、心得ず  
して、その松を少しづつ、灯しかけたるを、咎め給ひし也、

六

五壇御修法

一降三世、二軍茶利、中央不動、四大威徳、五金剛夜叉、以上五大尊のため

申ん

二十一

二

漢の文帝の露臺

漢書文帝紀贊に、嘗欲作露臺、召匠計之、直百金、上曰、百金中人十家  
之産也、吾奉先帝宮室、常恐差之、何以臺爲、身衣戈綳、所幸慎夫人 衣不曳地、帷帳無文繡、以示教  
朴、爲天下先、とある故事なり、

七

後拾遺

清輔袋草紙に、通俊卿一人撰之、如序、承保之比奉之、應徳三年九月十六日奏之、  
其間及十餘年、奏覽之、云々と見ゆ、白河院の仰によりて撰し、堀河院受禪の後に、披露の由、拾芥  
抄に在り、

十三

金葉集

袋草紙に、白川院御讓位之末、俊頼朝臣一人、奉院宣撰之、天治元年月日奏之、と  
あり、北村氏の抄に、金は褒美の詞、葉は言葉なり、諸家の金言を集めたる心なるべし、とあり、

二

大井川ふるき流れを云々(歌)

此の御製、後拾遺冬に見ゆ、抄にふるき流れとは、延  
喜の帝、延長八年に大井河の行幸ありし事にや、とかけり、

三

むかしのこゝち

延喜の行幸の時、人々に歌よませ給ひ、貫之朝臣 序かきたる事をさ  
すならむ、

八

朗詠集

四條大納言公任卿の撰にて、和漢學宗の詩、又本朝歌仙の歌をも集め、大かた  
題を撰して、類別したるものなり、但し律は前句、又後句を省きて、一聯のみを掲げたり、されば  
こそ、下に、詩の残りの句を、尋ねさせ云々とはあるなれ、

二十一

七

漢の文帝の露臺

漢書文帝紀贊に、嘗欲作露臺、召匠計之、直百金、上曰、百金中人十家  
之産也、吾奉先帝宮室、常恐差之、何以臺爲、身衣戈綳、所幸慎夫人 衣不曳地、帷帳無文繡、以示教  
朴、爲天下先、とある故事なり、

十三

後拾遺

清輔袋草紙に、通俊卿一人撰之、如序、承保之比奉之、應徳三年九月十六日奏之、  
其間及十餘年、奏覽之、云々と見ゆ、白河院の仰によりて撰し、堀河院受禪の後に、披露の由、拾芥  
抄に在り、

十三

金葉集

袋草紙に、白川院御讓位之末、俊頼朝臣一人、奉院宣撰之、天治元年月日奏之、と  
あり、北村氏の抄に、金は褒美の詞、葉は言葉なり、諸家の金言を集めたる心なるべし、とあり、

二

大井川ふるき流れを云々(歌)

此の御製、後拾遺冬に見ゆ、抄にふるき流れとは、延  
喜の帝、延長八年に大井河の行幸ありし事にや、とかけり、

三

むかしのこゝち

延喜の行幸の時、人々に歌よませ給ひ、貫之朝臣 序かきたる事をさ  
すならむ、

八

朗詠集

四條大納言公任卿の撰にて、和漢學宗の詩、又本朝歌仙の歌をも集め、大かた  
題を撰して、類別したるものなり、但し律は前句、又後句を省きて、一聯のみを掲げたり、されば  
こそ、下に、詩の残りの句を、尋ねさせ云々とはあるなれ、

四

四韻ながら

四韻とは、律詩の全体をいふ、拾芥抄上に、凡言詩者、(こゝに詩とあるは律

九

の事なり、絶句は唯絶句と書きたり、) 不論五言七言、以二句爲一句、其首謂之發句、其次謂之實句、其次謂之腰句、其次謂之落句、云々、首尾胸腰、謂之四韻、とあるにて知るべし、扱こゝの意は朗詠集にのせたる詩は、拾芥に謂はゆる二句の一句にて、前後を略したれば、其の前後の句をも尋ねしめて、四韻ながら、具備せさせ給はんとなり、

九

さつきの蟬の聲は云々

朗詠集上、蟬、 李嘉祐、

千峯鳥路含梅雨、五月蟬聲送麥秋、とある句をさす、何の秋といへるは、老嫗のわざと、おぼめきていへる也、

十一

江師

匡房卿の事なり、大江氏にて、太宰權帥たりしかば、世に江師と呼ばれし也、

十三

本朝秀句

仁和寺書籍目錄に、本朝秀句五卷、下に撰者を明衡歟、とあり、又續本朝秀句

三帖の下に、法性寺太閤、敦光撰と註せり、敦光は明衡の息なり、されば續秀句は、忠通公一人にはあらざるか、

四

左右のしらべ

舞樂には、必左右に樂屋の幄を設くる法にて、舞踏一曲毎に、左右の樂屋、かたみかはりに奏樂するなり、且左の樂屋に、鞀鼓を据うれば、右は三、鼓を置くなど、樂器も左右聊か其の品を異にす、されば、左右の調べといふ、是は予が親しく見もし、樂人に聞きもしたることを記す也、

二十二オ

四

陵王

音樂略史に、体源抄を引いて、蘭陵王又羅陵王に作る、北齊の蘭陵王長恭、常に假面を著けて敵に對す、勇三軍に冠たり、齊人壯なりとして、此の舞を造る、之を蘭陵王入陣の曲と云ふ、とあり

九

納蘇利

音樂略史に一名落躑とも云ふ、作意傳來共に詳ならず、と見ゆ

四

(十二)釣りせぬ浦々

題號は、白河院殺生禁制をさたし給ひし事をかきて、「浦に釣りするあまも絶えにき、」とある詞によれり、

十一

六條修理大夫顯季

藤原氏なり、宿所六條鳥丸に在りしを以て、六條修理大夫といふ、白河院の御めのと、と大槐秘抄大系圖などに見ゆ、

十二

敦光

本文敦光とあるは誤植なり、此の人式家の儒胤にて、大學頭明衡の次子、文章博士大學頭式部大夫までなりぬ、

十二

宰相になる道

官職秘抄に、參議有七道、藏人頭、大辨、(位階爲上薦者、先以大辨任之、) 近衛中將、有年勞、左中辨、式部大輔、爲帝王師者、七箇國合格受領、散三位等也、とあり、參議に任せられんには、右の七道のうち、一の資格あるものならでは、かなはずとなり、

十三

いつ國治めたる人云々

右に引ける官職秘抄、および職原抄などにも、七國とあれど、江家次第參議要抄等には、五箇國とありて、こゝと能くかなへり、近藤芳樹翁、五國の方を可とすといへり、

二十三ウ

顯隆中納言

開院の末、葉室一流の祖にて、葉室大納言と號せし人なり、

四韻詩

律詩のことといふ律は押韻すること四所なればなり尙上に拾芥抄を引いて注せるを見合すべし

律詩のことをいふ律は押韻すること四所なればなり尙上に拾芥抄を引いて注せるを見合すべし

阿奢梨

僧官なり、拾芥抄中に、已講、内供、阿奢梨、謂之有職、とあり、源注餘滴に、釋氏要覽菩提資糧論云、阿遮利夜、隋謂正行、南山抄云、能糾正弟子行故、と註せり、

僧官なり、拾芥抄中に、已講、内供、阿奢梨、謂之有職、とあり、源注餘滴に、釋氏要覽菩提資糧論云、阿遮利夜、隋謂正行、南山抄云、能糾正弟子行故、と註せり、

除目の目錄

此の勘文中に、人名を列擧したれば、之を目錄といひしなり、委しくは江家次第卷四に見えたりと、言長ければ引かず、

除目は、任官の事なり、何某を何官に任すべしといふ下案を、勘文といふ、

公文

禁中名目抄未公文の條の註に、受領任終りて歸京するも、未だ公文を勘出せざるを云ふ由見ゆ、公文は國司任中の年貢等、計算帳の類にて、之を勘解由使に出だし、使にて調査し滞りなければ、民部省を歴て太政官へ出だす也、こゝは師遠攝津守たりし時の解由、いまだ辨まざりし程なるをいふ、

禁中名目抄未公文の條の註に、受領任終りて歸京するも、未だ公文を勘出せざるを云ふ由見ゆ、公文は國司任中の年貢等、計算帳の類にて、之を勘解由使に出だし、使にて調査し滞りなければ、民部省を歴て太政官へ出だす也、こゝは師遠攝津守たりし時の解由、いまだ辨まざりし程なるをいふ、

六十卷

天台の經なり、細流抄に、玄義、文句、止觀、本書也、各十卷也、釋籤、疏記、弘決、末書各十卷と見え、又孟津抄に、本書三十卷は智者大師作、末書三十卷は妙藥大師作、とあり、拾芥抄の説もおなじ、

天台の經なり、細流抄に、玄義、文句、止觀、本書也、各十卷也、釋籤、疏記、弘決、末書各十卷と見え、又孟津抄に、本書三十卷は智者大師作、末書三十卷は妙藥大師作、とあり、拾芥抄の説もおなじ、

大衆

比叡山の衆僧をいふ、書言字考に、智度論を引いて、衆多之謂、蓋比丘一處和合、名僧

三

七

一

七

三

六

七

二十三ウ

伽是矣、と見えたり、

西院

西寺の事なり、右京の九條にあり、其具此の頃西の京に籠居せしを、訪らひ給はんとて、わざと西寺におはしましたるなり、

西寺の事なり、右京の九條にあり、其具此の頃西の京に籠居せしを、訪らひ給はんとて、わざと西寺におはしましたるなり、

御幸

上皇のみゆきを、御幸と稱して、主上の行幸と區別するなり、禁中名目抄に見えたり、

上皇のみゆきを、御幸と稱して、主上の行幸と區別するなり、禁中名目抄に見えたり、

金泥の一切經

經、於法勝寺可被供養、臨期依雨甚、延引三ヶ度也、被遂供養日、猶降雨、因之有逆鱗、雨を物に請入て、被置獄舎、云々と記せるこの時の事なり、

經、於法勝寺可被供養、臨期依雨甚、延引三ヶ度也、被遂供養日、猶降雨、因之有逆鱗、雨を物に請入て、被置獄舎、云々と記せるこの時の事なり、

生きとしけるもの、命をすくはせ云々

甚、云々とある此の事なり、

甚、云々とある此の事なり、

さ月のさ山にともしする

業をいふ、和名抄にあり、こゝは古歌に、「五月やみさ山が峯にともす火は、雲のたえまの星かどぞ見る、」とある詞によれりといふ、

業をいふ、和名抄にあり、こゝは古歌に、「五月やみさ山が峯にともす火は、雲のたえまの星かどぞ見る、」とある詞によれりといふ、

御厨

御贄を供ふる所をいふ、謂はゆる、神社の御供所なり、

御贄を供ふる所をいふ、謂はゆる、神社の御供所なり、

殿上

清涼殿の南側の室にて、大臣以下、謂はゆる殿上人などの伺候する所なり、委しくは、禁秘御抄、禁腋秘抄、拾芥抄などにあり、

清涼殿の南側の室にて、大臣以下、謂はゆる殿上人などの伺候する所なり、委しくは、禁秘御抄、禁腋秘抄、拾芥抄などにあり、

八

八

九

十一

十二

二十三ウ

一

二



二

臺盤

食膳の臺なり、殿上に臺盤三脚、切臺盤大臣の分なる由、禁秘御抄殿上の篇に見え、又同御抄、朝夕御膳の條にも、殿上臺盤侍臣以下行之、上古公卿着小臺盤、云々、主上著椅子、御覽臺盤、近代絶畢とも見えてり、この文は、公卿殿上にて臺盤につき、食事せらるゝ時なども、いふ意に心得べし、

二

六齋

八日、十四日、十五日、廿三日、廿九日、晦日なり、拾芥抄下に凡六齋日斷殺生之由、見雜令、云々また、此日諸天善神、降人間、勘記衆生善惡、若修善者加護、云々、謂齋月齋日者、受持八齋戒、故名齋、と見ゆ

七

座主

有職小説に、延暦寺の統領とあり、

二

御ぞども染めさせ

喪服の色、黒く染めて着し玉をいふ、

十三

きびの中のつかさ知充

系圖に據れば、開院の末流、文範民部卿の子、備中守知光とある是れなるべし、充は光の誤植、

十四

(十三)たまづさ

題號は、堀河天皇、艶書合といふ事、したまひし由を記せればなり、たまづさとは、もと使といふ語の枕詞にて、それがあみといふ語の枕詞ともなり、やがて後には、たまづさとのみいひて、文のとともせり、

六

あそび

萩原氏源氏の語釋に遊びといふは、大かた管絃して、心を樂しむる事をいへり、さるはあそぶ事ともの中に、管絃はひねとあるものなれば也、今俗にいふとは、聊か異なりとい

二十四ウ

六

瀧口

藏人所に屬する武官の稱なり、然稱するわけは、禁秘御抄階梯に、按宇多御宇、撰能射者令候御所邊、其所御溝水所落聚也、仍號瀧口、候其所武士、稱瀧口、後代爲名とあるにて能く知られぬ、

六

なだいめん

花鳥餘情に、亥一刻、内豎時の札を奏す、其の後侍臣名對面あり、名對面とは、名調をいふ、殿上に御とのゐしたる侍臣、互に名を問はれて、名のととなり、とあり

九

みづし所

拾芥抄に、御厨子所、云々、在後涼殿西庇、以内膳造酒大膳及諸厨衛府御賢、供朝餉及朝夕御膳、と見えたり、

四

二間

清涼殿の東庇にあり、二間を限りて、一室とする故に、此の名あり(一間とは、柱と柱との間をいふ)常は佛像をかけ、護持僧などの伺候する所、禁秘御抄、海人藻芥などに委し、

二十五オ

八

華鬘

佛像の頂を飾るべき、造花をいふ、之を歌の題に出だしたるに、和訓に訓む時は、「はなかつら」と五文字に唱へらるゝからに、歌の上の五文字に、置かれ勝ちなりと、申したる由なり、翻譯名義集沙門服相篇に、俱蘇摩此云華、麻羅此云鬘、應法師云、西域結髮師、多用蘇摩羅華、行列結之、以爲條貫、無男女貴賤、皆此莊嚴、或首或身、以爲飾好、と見えたり、下文の、華鬘とのみおかるゝ、とある華鬘は、はなかつらとよむべし、

八

仁壽殿

ジジユウデンと讀むなり、南殿の後なると、拾芥抄にあり、指圖下に出だす、

十 雲のうへに雲の上人連歌

散木奇歌集卷十に、此の御製を載す、

十三 しもさぶらひ連歌

禁秘御抄、殿上の條に、下侍三間、四面敷疊、號侍臣亂遊所、とあり、

名目抄の註にも、侍臣の休息所なり、と見ゆ、此の句も散木に在り

一 いとしもなき云々

いとは甚の意、しもは助辭なり、俗にエラクモナキ、と譯すべき

歟、いとよくもあらぬ連歌を、多く入れたりと意なり、さるは金葉集雜下の末に、連歌十六首載せたるをいふ、

四 つき草のうつしものもとの連歌

これは連歌の發句なり、古葉菟玖波集にも、此の書を本

にして載せられたれど、下の句はなし、扱句の表は月草の色うつろひし下に、轉虫のなく、と聞かする迄なるが、つき草は、馬につき毛といふがあれば、それをかけて云ひ、うつしは穉較といふ較あり、轉虫と共に、馬に縁あれば、かくつゞけたるならむ、

六 から門や云々連歌

これも前のごと同じく、菟玖波集にあれば、發句にて下の句なし、から

かど、唐破風造りの門をいふ、之を御門と目あてにして、たゞくとの意ならん

八 和歌のよむべきやうなど侍るふみ

俊賴口傳とて、二冊、今も寫本にて傳はれり、

一名俊賴無名抄ともいふ、

九 こはえもいはぬ連歌

俊賴口傳下に、道信中將山吹の花を以て、上の御局といふ所を過ぎ

ければ、女房たち居こぼれて、さるめでたき物持て、たゞに過ぐるやうやある、と云ひければ、元

十二

家集

散木奇歌集をいふ、是れ俊賴の家集なり、十卷あり、末に連歌數首を載せたり、

十一 一のかみ

左大臣の事をいふ、藤原抄太政官の條に、官中事一向左大臣統領之、故云一上

とあり、

十四 内侍のすけ讚岐かゝれたるふみ

讚岐典侍日記の事なり、

三 (十四)とくろぐの御寺

題號は白河院、皇后かくれ給ひてければ、所々の寺々、御

九 二條の大きさいの宮

白河院の皇女におはします事、本文にて知られたるが、後に鳥

羽天皇の御母しろとして、皇太后とは申し、なり、

十二 梨壺

昭陽舎といふを本名とす、舎前の坪庭に梨、木あるを以て、かくも稱す、禁秘御抄に

よりやまうけたんけむ、

くちなしに、ちしほやちしほ染めてけり、

といひてさし入れたりければ、若き人々えとらざりければ、伊勢、大輔がさぶらひけるに、あれど

れど宮の仰せられければ、一間のほをいさる程に、思ひよりて、

こはえもいはぬ花の色かな、

とぞ付けたりける、之をきこしめして、大輔なかりせば、耻ぢがましかりけるとかな、とぞ仰せら

れける、云々」とあるこの事なり、

十二

第二

二十二

在り、なほ下に指圖あれば見るべし、

十四 鳥部野 城州愛宕郡に在り、當時葬地と定まりてありしなり、徒然草にも、あだしの、露消ゆる時なく、鳥部山の烟りたちさらで、どかけり、茶毘など行ふ所なり、

四 から國の李夫人 漢の武帝の寵妾なり、李延年の女弟にして、妙麗舞を能くするを以て上に幸せられ、一男を生めり、夫人若くして卒せしかば、上憐憫して、其の像を甘泉宮に畫かしてめし事、漢書外戚傳に見ゆ、我が國にても、此の物語に、反魂香の事の、珊瑚代醉篇に見えたるを

取り集め和譯して、唐物語に載せたり、

五 楊貴妃 唐の玄宗帝の寵姫、馬嵬にて横死せし後、帝追慕に堪へず、聖主朝々暮々情、行宮見月傷心色、と白氏か作れる長恨歌にあり、本文その事を例に引けるなり、此の物語も亦唐物語に譯載せられたり、

七 驪山の雲 楊貴妃の住みたる宮、驪山に在り、されば驪山宮とも、又驪宮ともいへり、長恨歌に、驪宮高處入青雲と作れる是れなり、この故事によりて、驪山の雲とかけるなり、

十三 御垣の柳も池のはちすも 長恨歌に、太液芙蓉未央柳、芙蓉如面柳如眉、對此如何不

淚垂、とある詞をふくみてかける也、

二十七 (十五)白河の花の宴 題號は、鳥羽院白河の花御覽じに、御幸ありて、宴催させ給ひし事をかければなり、

二十八

一 かりさうぞく 狩装束にて、狩衣袴の装ひをいふ、狩衣のと上にいへり、

三 直衣にかうぶり 直衣の事は上にいへり、此の服には、烏帽子かぶるを常とす、されど又、冠直衣とて、冠被るともあるなり、委しくは装束圖解に云ひおけり、

四 いだし車 車の簾の下に、女房たちの衣裳を押し出だして、乗りたるをいふ、是れ此の頃の風俗なり、其の作法雅亮装束抄江家次第等にあり、

四 うちいで 右の車より、出だしたる衣の事なり、榮花物語若ばえの巻に、きぬのつま重なりて、打出したるは、色々の錦を、枕草子につくりて、打おきたらひやうなり、又歌合の巻にも、

五 うちいで 右の車より、出だしたる衣の事なり、榮花物語若ばえの巻に、きぬのつま重なりて、打出したるは、色々の錦を、枕草子につくりて、打おきたらひやうなり、又歌合の巻にも、

五 うちきぬ 絹を打ちて光澤を出したる衣なり、內衣とは別なり、委しくは装束圖解にいへり、

六 唐衣 もと唐服をうつして作りたるより、然名づけたるにて、婦人の晴れに用ふる上衣なり、たけ短く、袖は、一巾半に縫ふなり、地質は織物を用ふ、委しくは装束圖解に圖を出だして説明せり、

六 くわんの紋 窠の紋といふを、音便にはねて唱ふるなり、新野問答に、窠と申すは、木瓜を裁りたる象を、うつしたると申し候、云々とあるにて心得べし、なほ霰地に窠といふ條を見合

すべし、

ちすりの裳

ちすりとは、白地の絹に物のかたを摺りたるをいふ、裳とは、上衣の上に、後の方ばかり、腰より以下にあつる、袴やうのものなり、上に唐衣を着、下に裳を引結ぶは、當時婦人の公式、また晴の場所に出づる服装なりき、裳の圖は装束圖解に出だせり、

洲濱

島臺の事をも、昔はすはまといひたれど、こゝなるは、全く波のよる、洲濱の景色をうつしたるなるべし、

裳の腰

裳の紐をこしといふ、後には、大腰引腰などの稱も、出来たり、委しくは、装束圖解の中に、いへるを見て知るべし、

うはざし

平打の緒して、裳の腰の縁を、さし通して飾りとするなり、その糸に玉を貫きて、したりと見ゆ、

けふばかりは制も破れて

ろのかみは、婦人にも制服ありて、織物の品、色目などに上臈、小上臈、中臈以下、ろれぐ、制限ありければ、常こそあれ、事とある時は、身の分際によりて、各々の服に限りありし事、榮花物語、紫式部日記などを見ても、知るべし、さるに、此の日のみは、さる制も破れて、女房たち、競ひて衣裳に華美を盡し、分に過ぎたる装ひしたる由なり、

れり物

貞丈雜記に、織物とは、紋がらを織りたる物の稱なりと、いへるに従ふべし、緯糸を以て紋を織り出だしたるなれば、紋と地と同じ色なり、

十三

玉にもぬける春の柳か

古今集春に、僧正遍昭

淺みどり糸よりかけて白露を、玉にもぬける春の柳か、とあるをいふ、

十四

柳さくらをこきませて

これも同集に、素性法師

見わたせば柳櫻をこきませて、都予春の錦なりける、とあるをいふ、

一

かいふをむすびて

かいふは、海部、また海賦とも書く、正しくは海浦なり、波間に貝、また松濤などのうきたる模様をいふ、むすびてとあれば、繡物にしたるなり、

一

花のかゝみとなる水は

古今集春下に、伊勢

年をへて花の鏡となる水は、ちりかゝるをや曇るといふらむ、とあるを云ふ也、

二

たゞ春の日にまかせたらなん

新古今春上に、壬生忠見

焼かずとも草はもえなん春日野を、只はるの日にまかせたらなむ、とあるをいふ、

四

野への霞はつゝめども

菅家萬葉、春の歌の中に、

淺緑、野邊之、霞者、裏鞆、己保禮手匂、花櫻絶、とあり、

七

やりなは

牛の鼻つらの繩なり、三中口傳に、遺繩楯の持ちやうなどを委しく示せり、用なければ略す、

七

あしつを

和訓栞に、鴉、尾琴につくる緒をいふと、長曆官符に見えたり、されば足津緒の義なり、衣笠内府、

二十八ウ

二十九才

夏くれば東のここの、あまつをに、よりかけてける、藤浪の花、  
雅亮装束抄に、あしつをの綱を引きまはして、祿をかくる事も見えたり、  
又びんづらにも、あしつを有り、と云へり、こゝは猶、琴のあしつをなるべし、

雪の御幸 六  
これは、大治元年十二月十六日の事なり、百鍊抄に、兩院女院、幸白河殿覽雪、  
攝政以下騎馬扈從、新院同御騎、人々装束盡善盡美、とあるにて、花の宴にもおどらざりしこと  
知るべし、

西山 八  
東山に對して京の西の方をいふ、源氏の注に、西山の御寺を、仁和寺なり、とあれば、  
其の邊をいふなり、

船岡 八  
これも紫野の邊、洛外の名所なり、  
うち御ぞいださせ 九  
打ちて光澤を出だしたる御衣を、出衣にし給へるなり、男の出衣  
とは、直衣の欄の下に、わざと下衣の襦を出だす也、其の作法、装束圖解にいへり、

だうし 一  
導師なるべし、按ずるに、ここの文少し云ひたらぬやうなれど、功德の道にもあ  
つく、導師にも祈らせ給ふとの意か、又按ずるにこゝの導師は、源氏夕顔に「なも當來の導師と  
予祈るなる」とある所の釋に、當來は未來といふに同じ、導師はみちびく師なり、彌勒の事なりと  
あるに同じく、未來の佛をいへるにて導師をもとありしが、落ちたるか、

あいつかはし 三  
愛付くといふ詞を、形狀言に活かしたるか、

二十九才

三十才

(十六)鳥羽の御賀 十  
題號は、仁平三年、近衛のみかど鳥羽院にて、上皇の五十の御賀催  
し行はせ給ひし事、文中にあればなり、

まなめしける 十三  
まは美稱、なは魚なり、魚は食中のよきものなればなり、但し魚を膳に  
供ふる時にいふ語なり、こゝは食事し給ふ時との意、

北の陣 十四  
拾芥抄に、饗殿陣、朝平門、云北陣、とあり、朝平門は、内裏の北門にあたればな  
り、

御をちのときり難くて云々 五  
御をちたちとは、實行實能兩卿をいふ、此の兩卿は、開  
院大納言公實卿の息にて、崇徳帝の御生母、待賢門院璋子の御兄弟なれば、帝には御叔父にてお  
はするなり、授御叔父たちの申し請ふと故、さう難くて、中院、雅定卿の大將に成り給はんとを、  
一時とめ給ひけるなり、然るに鳥羽院は、曩にも下藤の雅定を、上藤よりも、引き越し給ひしと  
ありしが、猶又御いとほしみにて、此の度も大將になさんと、おぼしめしたりと也、

春の夜あけなんとす 九  
新撰朗詠に春夜、  
春夜欲明、望牛渚之西轉、夏日告朔、指象魏而北轉、とあり、大江以言の作なり、

十方佛土の中には 九  
朗詠集、佛事、  
十方佛土之中、以西方爲望、九品蓮臺之間、雖下品應足、とあり、慶保胤の作なり、

御隨身 十三  
院の御隨身は、禁中名目抄の註に、上藤六人、左右近衛各三人、是兵仗儀也、とあ

り、猶上にくはし、

十四

兵仗

もとは隨身の持つ武器をいふなれど、是れやがて隨身の事にもなる也、扱て、の兵仗かへし云々とは、鳥羽院御出家の後、御隨身を止め給へりしに、今度又更に、兵仗を上より院に返し給はらせ給へれば、久々にて、隨身を召具して御幸なる、太上天皇の御振舞予となり、

太上天皇

禁中名目抄の註に、太上天皇の號、漢高祖の時始る、漢書註に、太上天皇は極尊之稱也、云々とあり、御出家なき上皇を、尊みて申す也、我が國太上天皇の號は、持統天皇に始まる也、神皇正統記にもいへり、

きつみてありく車牛

きは焚き木のきなり、薪をいふ、

いを

和名抄に、魚和名字乎、俗云伊遠、水中連行蟲之總名也、とあり、伊勢源氏の物語類に多くいをとかけり、其の頃の詞なり、

ゆあむし

湯浴なり、僧のため、湯浴の設けすると、功德の一つなり、

かみや紙

錦所談に宿紙はもと、藏人所の反古を還魂せるものにて、或は紙屋紙と稱せり、これ紙屋川にて制する故の稱なり、又源氏にかんや紙といふも、皆種々の還魂せる紙にて、今云ふ奉書十帖の如き、皆古の紙屋紙なるべし、と見ゆ、河海抄に、紙屋川とは、北野平野の中を、南へ流れたる川なり、仁和寺川とも號す、云々此の所にて紙をすき始めたり、とあり、又拾芥抄中に、紙屋院圖書別所、在野宮東、とも注せり、按ふに此の紙屋院にて、紙を製するならん、この院

三十ウ

の近きあたりを流る、川を紙屋川といふにや、

十二

御厨子

御厨子棚といふべきを、零して然いふ、是れはもと、御厨子所にて食物を納め置く棚なりしを、物を載せておくに便利なるを以て、其の形をうつして花籠に作り、貴人の傍におきて、手ならしの具、香器、文書、巻物などを置きならべしなり、此の説、貞丈雜記に見え、その圖は類聚雜要抄に出でたり、

近きまぼりのつかさ

近衛の官人をいふ、なほ近衛のまつりごと人の註を見よ、

青色のわきあけ

六位の服なり、此の頃は古制すたれて、六位の服は縹の色に改まりし由、装束要領抄にも見えられたれど、それ猶青き色なれば、廣き稱にて、青色とはいへるならむ、わきあけは關腋のとにて、四位以下武官の服なり、其の製は襦なくして、袖の下よりすそまで縫はず、委しくは装束圖解に就いて見よ、

下襲

關腋の袍の下に重ねて着るなり、例の圖解を見よ、柳櫻は色目の名なり、

水晶のはす

矢の頭の、弦にかくる所を筈といふ、之を水晶にて作り飾りし也、装束圖式同拾要抄などに見ゆ、この矢を平胡籙に盛りたるを、平やなぐひの水晶の筈とかける也、平胡籙上に注せり、

春のしらべ

雅言集覽に、呂の調子をいふとて、古今集、名、阿部清行の歌をひけり、

波の音のけさからとに聞こゆるは、春のしらべや、改まるらむ、

三十一オ

四

五

五

七

七

此の歌下の句、春の調べ改まるるあるにて、呂の聲をかへて、律の調子に改む、といふ意に聞きとるべきなり、舊注かく釋きたるもあり、

九 青海波 樂曲の名なり、音樂略史に、教訓抄を引いて、又、名鳥向樂、もと龍宮の樂なるを、

漢帝之を傳ふといへり、此の曲昔は平調なりしを、承和の御時、勅によりて盤涉調に改め、和邇部大田磨樂を造り、良峯安世舞を作り、小野篁詠を作ると見ゆ、と云へり、

十 かつかり給ふ御ぞ 賜はりし御衣といふに同じ、昔は祿として、女の装束を、肩にかづけ賜はるを例とすればなり、

十一 袖ふり給ひて云々 左右左ど、袖ふりて舞踏再拜したる事なり、上にも註せり、

十二 門廊 中門廊をいふ、委しくは上に註せり、

十三 (十七)春のしらべ 題は、崇徳天皇天承二年、臨時客の時、春庭樂といふ樂を、奏せしめ給ひし事をかければなり、

十四 直衣ゆるされ 直衣は、公家の平服なれば、これにては參内かなはぬとなり、通例朝服にて參るべきを、特に平服の儘にても、參内の御免得たるを、直衣ゆるされとは云ふなり、禁秘御抄に委し、

十五 かくし題 俊賴口傳上に、隱題といふものあり、物の名をよむに、其の物の名を、歌のおもてにすゑながら、其の物といふをかくして、感はせる也、「あらかねのみやしる」と云へる、九文字

三十一ウ

三十二オ

を隠して、よしなき芹の歌によみなせる也、

くきも葉も、皆みどりなるをかせりの、あらかねのみや、白く見ゆらむ、

「などりのこほり」といふ、七文字を隠せる歌、

あだなりな鳥のこほりに、おり居るは、下よりとくる、事を知らぬか、

是れらは面白し、まねなまべきか、云々とあり、古今集物名の部にも、ひぐらしを貫之朝臣、

そま人は、みや木ひくらし、足引の、山のやまひこ、よびとよむ也、

などあるも、なほかくし題なり、

紙燭の歌かなまりうちて云々 紙燭は、紙縷に油を浸して點火するなり、和名抄に

俗音之曾玖、とある是れなり、かなまりも、和名抄に、金椀とあり、梅園日記にいはいはく、按ずるに後

のものながら、紙燭の歌は、雅經卿の明日香井集に、紙燭一寸にて、讀みける歌の中に、月前菊花を、うつろへる色なかりせば月影に、まがひやせまし白菊の花、

又かなまりの歌は、是れより先に、俊賴朝臣の散木集云、堀河院御時、二間にて、かなまりを打ちならさせ給ひて、その響きのうちに、雨中體麥といへるを、よませおはしましけるに、つかうまつれる、

いにしへは塵をだにこそいとひけれ、雨にしをるゝ撫子の花、

さて是れらは、もろこしのわざにならへる也、云々とて、指燭の詩の例などを出だせり、

六 臨時客 上に註せるとは異なりて、こゝは主上のわざと設けさせ給へるなり、

七 臨時の祭の試樂 加茂の臨時祭とて、十一月に行はるゝなり、

七 試樂は、加茂の社にて奏すべき樂を、まづ禁中に於て、試みさせ給ふ儀にて、公事根源に委し、  
孫庇 清涼殿の簀子の内なり、海人藻芥に、清涼殿の孫庇と申すは、檜皮葺の外に、又板庇  
をさゝるゝなり、檜皮葺は、時雨の音聞こえねば、板庇をさして、時雨の音を聞こしめさん爲なり  
と見ゆ、

八 立部 家屋雜考に、見かくし屏の類にて、絃の如く作る、所によりては、取りおきにする事  
もあり、と見ゆ、格子に板をはりたる也、

十 月華門 拾芥抄によるに、紫宸殿の西側、安福校書兩殿の間にありて、右近陣といふ、此  
の所なり、下の指圖に就いて見よ、

十一 春の庭といふ樂 春庭樂をいふ、音樂略史に教訓抄を引いて、一名春庭花、外從五位下、  
和邇部太田磨作る、或は延暦の時、遣唐舞生久禮眞藏傳來ともいへり、とあり、

十二 簀子 いづれの殿舎にもあり、縁側の事なり、板と板との間を、透かして張るなり、  
撰集などせさせ給ふ 詞華和歌集の勅撰をいふ、拾芥抄上に、詞華集十卷、天養元年甲  
子六月二日、依崇徳院勅、顯輔撰之、云々、後撰以後作者入之、古今作者不入云々とあり、顯輔は三  
位左京大夫、藤原氏なり

三 昭陽舎 拾芥抄によるに、温明殿の後、東側第一の舎なり、梨子壺といふ是れなり、  
宣命 國文にてかける詔書なり、おほかた古は、神社山陵の告文、立后立太子、任大臣節會、  
任僧綱天台座主、及喪家告文等の類に、宣命を用ひられし由、西宮記北山抄に見ゆ、又大臣勅を承  
り、内記に仰せて作らしむると、延喜式禁秘御抄等に見えたり、  
さだ 定といふ詞と同語原にて、論定また評定などいふにあたる、沙汰とかくは、語意によ  
らで、強ひて漢字をあてたる也、こゝも、評定に時をうつしたるをいふ、

十 (十八)八重の汐路 題號は、篇中に崇徳院、讃岐國に遷らせ給ふ事をかける詞に、「八重  
の汐路をわけて遠くおはしまして」云々といへるによる、

三 職事 藏人の事なり、職原抄藏人所の條に、四位侍臣中、殊撰其人爲頭、五位中又撰補三人、  
六位又撰補四人、謂之職事、とあるにて知るべし、

三 職事 藏人の事なり、職原抄藏人所の條に、四位侍臣中、殊撰其人爲頭、五位中又撰補三人、  
六位又撰補四人、謂之職事、とあるにて知るべし、

十 きこゆる事どもありて 御隠謀の風聞あるを申す也、百鍊抄保元元年七月十一日の  
條に、新院左大臣等有謀反之聞、云々とあり、なほ委しき事情は、保元物語に就いて知るべし、

十 嵯峨の帝の御時兄の院と争はせ給ふ云々 神皇正統記四、平城天皇の紀に、天皇  
は桓武第一の子、云々天下を治め給ふと四年、太弟(嵯峨帝)に譲りて、太上天皇と申す、平城の舊  
都に歸り往ませ給ひけり、尙侍藤原藥子を寵しましけるに、その弟參議兵衛督仲成等申し勸せ  
て、逆亂の事ありき、田村丸を大將軍として、追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家せさせ



三十四オ

十三

二

二

六

三十四ウ

七

給ふ、云々と見え、愚管抄三に、此の前の事情を記して、「桓武に御子三人、平城嵯峨御中事の初めに悪しかりけり、嵯峨東宮の間、平城國主の時、東宮を可奉廢の由さたありけり、されば傳の大臣冬嗣、申進めて、事火急に候ふ、可令申宗廟とて、桓武聖廟を拜して、東宮訴申し給ひしかば平城此の御ひがと思ひ返させ給ひにけり、云々ともあるを思合すべし、

遠くおはしまして

配讃岐國、云々とあるをいふ、

皆うらくに都を別かれて

下配流、とあり、

あからさまよも

假りそめにも參る者なしとなり、今俗あからさまといふ語は、明白といふ意に用ふれど、昔は然らず、鈴木朝の雅語譯解に、ツヒチヨットと俗解したる、能く當れり、

秋八月廿六日

此の下脱文あり校正の際心つかざりしは、疎漏なりき、其の文句は、彼の國にて、うせさせ給ひにけりとなむ。白峯のひとりといひて、

此の次に、「かの國に流されたる阿奢梨、云々と續くべきなり、

顯仲の伯

神祇伯といふ官名を略して、唯、伯とのみもいへり、神祇官とて、祭祀などを掌る役所の長官なり、職員令にあり、顯仲卿は源顯房公の息、下卷武藏野の草の段に傳あり、

三十五オ

一

六

三十五ウ

十

三十六オ

六

五

◎ 第三

(廿)男山

題號の謂はれは、近衛の帝生まれさせ給ふ前、忠春といふ僧のかきたる願文に、「鳳城の南男山、皇子誕生疑なし」とありし、その詞をとりたる也、

朝まつりごとも怠らせ

續古事談に、「昔平城天皇の御時迄は、此國にも朝政し給ひけり、其の儀式いまだほのくの程に、主上出で、南面におはします、群臣百僚各座に攝す、四方の訴人云々賤しき民百姓まで、申文をもて參りて、箱に入る、云々と見えたり、朝政の本義は此の如くなれど、本文に云ふ所は、長恨歌に、「春雲苦短日高起、従是君王不早朝、とある意をとりて、源氏物語桐壺の卷に、「明くるも知らずと思ほし出づるにも、なほ朝政は怠らせ給ひぬべかめり、」とかける詞をとれるなり、

おぼしめしはからふと

もし皇子御平産ならば、東宮にも据ゑ奉らむと、覺し謀らひ給ふ由ありとなり、

僧都

拾芥抄中に、僧正僧都律師、云々謂之僧綱とあり、僧官の名にして、俗位の四位に准せらるゝ由なり、

已講

これも拾芥抄に、已講、内供、阿奢梨、謂之有職、とあり、僧の職名なり、

神樂

神前に於て、樂を奏するに於て、人長の命のまゝに笛、箏、和琴、拍子とも打ちやし、歌うたひなどするなり、其の作法、江家次第公事根源などに見え、神樂歌の名目は拾芥抄に

見えたり、

七 清暑堂

禁中豐樂院内にあり、拾芥抄に、大嘗會五節於此所行之、とあり、されば、はての日神樂しあそびたるさま、清暑堂にてする遊びの様なり、といふ意なり、

九 けうらなる玉のをのこ宮

けうらは清らの轉音語なり、清く美しきをいふ、此の句も、源氏桐壺に、光る君誕生の事をかきて、「世になくきよらなる、玉のをのこ御子さへ生まれ給ひぬ、」とあるを襲ひし也、

十一 御馬ひき

引出ものとして、御馬を賜はる也、是れ引出物の本義なり、

十一 女房の装ひなど賜はず

女子の装束を、かつげ物として賜はるをいふ、

十二 僧綱賜はり

僧綱の事上にいへり、僧官を賜はる事なり、凡そ僧位僧綱のさたは、一歩り拾芥抄にもあれど、委しくは石原正明の冠位通考を見るべし、

十三 うぶやしなひ

産舎に饗膳を供へて、祝賀する儀式なり、そのさまは、紫式部日記、榮花物語などに所々見え、委しき式は御産部類記といふ書にあり、

十四 弦うち

鳴弦とて、弓弦を打鳴らして、邪鬼を退散せしむるなりとぞ、これも前項に引ける書にもあり、

十四 走ら重ね

御産の式日には、御簾、几帳、男女の装束に至る迄、皆白きを用ふる例なり、これも紫式部日記等に見えたり、

一 文よみ

男宮の御誕生には、史記の五帝本紀、あるは文帝紀、また孝經天子の章などを、朗誦するに定まれり、之を誦する博士の事を、かくいへるなり、これも委しく御産部類記に在り、

二 つるばみのころも

つるばみは、椽にて、黒き色なれば、大寶の制には、奴婢の服、また凶服にも用ひたるを、當時は紫衣といふも、ふしがねにて染めしからに、その色椽に似たり、されば遂に、これをつるばみの衣といへり、元來紫衣は、三位以上の人の朝服なりしを、寛弘以後、

二 あげのころも

四以上皆一色の黒袍になりて、椽の稱を用ひたる由、飾抄装束要領抄などに見えたり、

二 黒袍を着る事となりて、五位のみ緋を着し、それも蘇芳の色にうつりて、舊制は破れしなり、猶下巻の證註はらくくの御子の條を、見合すべし、

四 七瀬の御はらへ

公事根源に、是れは毎月の事なり、七瀬とは、川合、一條、土御門、近衛、中御門、大炊御門、二條ノ末、之を七瀬とは申す也、陰陽師人形を奉る、主上御いきをかけ、御身をなで、返し給へば、殿上の侍臣、此の所々の川原にむかふ、云々とあり、又細流抄には、人がたを撫で、御身にそへて、萬の災殃をうつして流すなり、といへり、こゝは天皇ならねど、猶災殃を移して、流すにこそ、按ずるに、下文に、御ころも宮云々とあれば、御子の御衣を被へするにや、扱又川原とは、いづれも加茂川に向ふ也、

八 みこの宮にも位にも

和名抄に、東宮を美古之美夜とあり、こゝの文意は、何卒皇子

の健全に生ひ立ち給ひて、早く皇太子に立ちたまひ、つゞきて天位に即き給ふやうにもと、思召す由なり、

十二 てぐるまの宣旨

手車ハ、人の手して挽く小さき車なり、和名抄に聲どかけり、西宮抄臨時に、輦車ハ親王大臣之中、老宿人有此恩、云々と見えて、禁中へ此の輦車に乗りながら参ると、御免の宣旨を蒙るにあらざれば、叶はざる定めなり、

三 昭陽舎

拾芥抄に、東一、梨子壺、麗景殿東、南北舎、各五間四面、とあり、下に出だす指圖について、其の所在を知るべし、扱是れらの舎は、常に宮人の居る所なれど、時ありては、かく東宮も居させ給ふとありと見えたり、

四 女御の宣旨

女御の事は、上にも註せり、この意は、四位以下なりし宮人の、勅命によりて、三位以上にあたる、女御に昇進せし也、かゝる例國史にもあり、續日本後紀仁明天皇の仁和三年、勅以更衣從五位上藤原朝臣元善爲女御、中納言從三位山蔭之女也、とある類なり、大かた大臣の姫君などは、初めより女御となり、納言の女は更衣となれること、源氏物語などの趣にて知られたり、尙更衣の事は、上の女御の註にいへり、

六 日の御座

清涼殿の母舎にて、主上晝の間、常におはします所をかく申せども、こゝは院の、常におはします所の事なり、異本には、院の御座とあり、

十 近くは五つなどにてぞつかせ給ふ

鳥羽天皇の例を申すにや、此の天皇、嘉承二

三

年七月十九日、御年五歳にて踐祚の由、百鍊抄に見ゆ、  
殿の兄弟の御中善くおはしまさねば

富家の關白忠實公、長男の忠通公をさしおきて、弟の頼長大臣を、こよなく寵し給へるが、御兄弟不和の基となりしなり、頼長公はた、兄君を凌きて振舞はれしととも、保元物語などにも見え、藤氏の長者を奪ひしとは、此の書次の段にもあり、

八 (廿一)むしのね

これは篇中に、「むしのねのよわるのみかは」といふ御製をのせ、又御葬送の時、藏人何某か、「思ひきや蟲のねしげき浅ぢかに、」といふ詠をもつたれば、かたぐむしのねといふ也、

十一 年の始めの行幸

朝觀行幸の事をいふ、上に注せり、

十三 藤氏の長者

氏中の宗長たる人をして、氏の上と定め、一氏中の事を、行はしめ給ひしよりのふ稱にて、最も規模とするもの也、もと勅にて補せられしを、いつしか藤氏これを私物とし、攝關になれば、宣旨を待たず、氏、長者になる事のやうになりし由、近藤芳樹翁の、職原抄別記に、委しく辨せられたり、

扱こゝの事情は、百鍊抄久安七年九月廿六日の條に、入道大相國取藤氏長者印并朱器臺盤、渡左大臣、此間喧嘩多端、とあり、入道相國は前關白忠實なり、忠通は長子なる上、攝政にてあれば、當時の慣例として、忠通に譲らるゝが正當なるに、それより奪ひて、第二子なる左大臣頼長の方に

三十八オ

五 渡したる也、  
ひと日は過ぎて 百鍊抄久壽二年七月廿三日の條に、天皇崩于近衛皇居、春秋十七、年來御不豫也、空王位一日、とあり、中一日ありて、後白河天皇踐祚ありし也、

三十九ウ

八 二十八品の御歌 法華經一部廿八品あり、第一を序品、第二を方便品、第三を譬喻品、といふ類、凡て拾芥抄下に、其の目を擧げたれど、長ければ略す、毎品の名を題にて、其の經義要旨を歌によませ給ひしなり、

二 平治元年十二月廿六日中宮と聞こえ給ひし 松屋翁校本に、高松院立后は、諸記の文によりて二月廿一日とすへし、十二月廿六日は、信賴右衛門督の事ありて、立后の沙汰など、あるべき時にあらず、しといへり、

六 北おもてに候ふとさぶらふ下臈 北面の武士の事をいふ、これは上皇の院中を警衛する兵士なり、上北面といふは五位にて、下北面といふは六位なり、此の北面の武士を、始めて召置かるゝを北面始といふ由、貞丈雜記に名目抄を引いていへり、

十三 やたりの王子 法華經序品に、其最後佛未出家時、有八王子、一名有意、二名善意、三名無量意、四名寶意、五名增意、六名除疑意、七名響意、八名法意、是八王子、威徳自在、各領四天下、是諸王子、聞父出家得阿耨多羅三藐三菩提、悉捨王位、亦隨出家、云々とあるをいふ、

十三 十六の沙彌 これも法華化城喩品に、其佛未出家時、有十六子、其第一名曰智積、諸子各

四十オ

四 有種々珍異玩好之具、聞父得成阿耨多羅三藐三菩提、皆捨所珍、往詣佛所、云々爾時十六王子、皆以童子出家、而爲沙彌、諸根利通、智慧明了、云々とて、此の下に十六の名を擧げたれど、長ければ略せり、  
高野の御山 拾芥抄下に、紀伊國傳法院、在此内、號金剛峯寺、云々とあり、弘法大師創開の地なり、

四十ウ

五 舍利 舍利は梵語なり、唐譯して骨身、又靈骨といふ由、釋氏要覽に見ゆ、高僧又はやくことなき人の、茶毘の後の骨をいふ、  
御ふみはじめ 當時の例、皇子七八歳におはします頃、御書始とて行はせらるゝ式にて、唐、玄宗帝の御註孝經、又は貞觀政要を讀ませ給ふ也、其の作法は西宮紀江家次第等に委し、

四十一オ

十二 (廿二)大内わたり 題號は、此の篇の末に、内裏造營、落成したる事あれば、かく名づけし也、  
上西門院 統子と申す、鳥羽院の皇女、御母待賢門院なり、  
世の中にさまざま申す事ども出來て云々 此は百鍊抄保元々年の條に、七月十一日、新院左大臣等有謀叛之間、主上渡御東三條、官軍清盛義朝等襲白河仙居、與新院兵合戦、院方軍兵爲義以下無程敗績、院駕御馬逃去、左大臣騎馬脱出之間、中流矢、白河仙居燒拂之、とある、謂はゆる保元亂の事なり、

五 記録所 百寮訓要抄に、禁中にて諸人の訴訟を判断せらるゝ所なり、後三條院延久に、殊

六 かに興行ありて、天下の政道を直されし時、才人を選びて、寄人におかれし也とあり、

六 かみ 記録所の上卿をいふ、長官なり、なほ次の註を見て心得へし、

六 辨三人寄人など 職原抄下、記録所の條に、上卿、辨、開闔、寄人とあれど、定員をしるさ

ず、近藤氏の標註に、上卿は納言より勤む、辨は七辨の中也、開闔は善を開き惡を闔づる義にて、

判断の人也、寄人は古法を明らかにせしめ、候せしむ、とあり、

諒闇 亮闇ともかく、禁中名目抄に、天子喪于父母時、一天着輕服、止美服也、とあり、先帝

崩御の後、今の天皇を始め奉り、下民に至るまで、一年の間喪服してある程をいふ、

八 殿舎門々などの額 延暦遷都以前は、殿門等一々定まりたる名號なかりしが、嵯峨天

皇の時より、佳名を撰みて額うたれぬ、拾芥抄中に、或本云、嵯峨天皇弘仁九年、諸門懸額、東面

額幅逸勢書之、南面并談天門弘法大師御手跡也、西面道風書之、北面嵯峨天皇書之給云々、或記云

弘仁九年起殿門等額、寛弘之頃、依勅參議左大辨藤原行成卿、修飭美福門額字、云々、或記云、元野

九 美材書之、後代道風修飭之、云々など見えて、折々書きなほさしめ給へり、此の度も忠通關白、

舊の如くにかき給ひしなり、

宮造りたる國の司云々 此の頃は、朝廷の御用度やうく乏しくなりけるにより、宮

殿寺院など造作の事ある時は、諸國司に課して、其の料を奉らしめし事、此の條のみならず、榮花

物語大鏡などにも見え、又本朝文粹に載せたる、大江匡衡が美濃守を望み申す狀にても、よく知

られたり、かく臨時に公用ある時、私物を上りて、其の事を成すを、成功とて、これにより、官位を

進めらるゝ事もあり、國司の任期を延べらるゝ事もありしなり、

十 千世に一たびすめる水なるべし 王子年の拾遺記といふ書に、黄河千年一清、とあ

り、漢土黄河の水は、千年にして一度清むといふ、されば珍らしきと、めでたきと、又久しきとに

も譬へていふなり、榮花物語御賀の巻に、「御前近きやり水は、清くす々しく澄みわたるて、わう

がの水の、すみ始めたるにやと、行く末遙に見えたり、」とあり、又新勅撰賀に、前中納言伊房、

大井川けみのみゆきのしるしにや、千世に一たびすみわたるらむ、

とよめるも、此の故事なり、

十一 清涼殿藤つぼ云々 これら殿舎の所在、および名稱など上にも所々に註したれど、猶

心得易からむため、左に内裏諸殿舎の圖を掲げて示すべし、

十四 かんりのつぼ 拾芥抄中に、襲芳舎、西三雷鳴壺、擬花舎北、とあり、然名つくる謂は

れは、古今爲家抄に、雷鳴の時、みかどおはします殿なり、と見えたるにて心得べし、



尺八

雅樂の器にて、縦に吹く笛なり、狩谷按齋翁の箋注和名抄に、古代の尺八は、長さ一尺八寸なりし由、証をあげて辨じ、後世一節切ともいひて、一尺八分なるものは、古の尺八を知らざる者の、作なる由をいへり、

すまうの節

毎年七月に、仁壽殿にて行はれし例にて天皇東宮も、御覽せしなり、江家次第公事根源に在り、百鍊抄に、六月廿九日相撲節、保安以來不被行、經三十余年、所興行也、七八月共爲御忌月、仍今月行之、と見えたり、

やと島の御使

八十島の祭は、難波津にての事にて、典侍を御使に立てらるゝ例なり、江家次第に委しきを、節略して下に引くべし、

八十島祭、大嘗會次年行之、上卿令陰陽寮勘申日時、可立使之日、祭日、勘載於一紙、次以典侍一人爲使、多用御乳母、於淀乘船、祭日到難波津、禊了、以祭物投海、次歸京之後、典侍參内、返上御衣、并申御祭平安奉仕畢由、云々

御めのと

御乳母をいふが本にて、轉じては御乳母の夫など、君の御側に侍する男をも、然いふ事となれり、こゝは通憲少納言の事をいふなり、

かみの齒

噛みの齒の意にて、牙の事をいふなるべし、

世をまつりてたん

政事といふ詞を、四段活用にしたるなり、政事を執り行はんと意なり、

四十二ウ

十 六 四

八卷

法華經全部をいふ、廿八品を八卷に綴り合はせられたれば也、拾芥抄に見ゆ、

千手觀音の御堂

拾芥抄下に、蓮華王院、後白河院御願、治承二、十、廿七供養、千手千一体、號新千體、とある是れなり、本文傍注に、蓮花上院とあるは誤植、

天龍八部衆

天龍、夜叉、乾達婆、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽、人非人の八つをいふ由、書言字考に見ゆ、

熊野をさへ移し

紀州の熊野權現を、都に移されしを云ふ、百鍊抄應保元年十月十六日の條に、奉移熊野御躰於新造社壇、今熊野是也、後白河御願也、とある是れなり、

(廿四)をとめの姿

題號は、少納言入道通憲の教へける少女たち、女舞かなづる事をかければなり、

通憲の大徳樂の道をさへ知りて云々

大徳は、修業の功をつみたる僧の稱なり、扱此の大徳、少女に舞を習はしめしとは、百鍊抄に、平治元年正月廿一日、内宴妓女奏舞曲、如陽

彼の入道事にあひ云々

平治の亂れに、信西奈良の方へ落ちられける道すがら、信樂臺之竊窺、我朝勝事在此事、信西入道奉勅練習其曲、とあり、

其の事のとがにや云々

久しく絶えたる事を、再興したるなど、分に過ぎたる振舞の却りて其の身の咎となりけんとなり、

四十三ウ

四十三オ

十 九 五 十 二 十三 十三 十二

あるは流されあるは法師になり云々 平治物語卷二信西子息遠流の條に、大殿關白太政大臣宗輔、左大臣伊道公以下各參内し給へり、是れは少納言入道の子息、僧俗十二人の罪、各定め申さん爲なり、左大臣伊通公宥め申されけるに依て、死罪一等を減じて、遠流に處せらる、俗は位記を停められ、僧は度縁を取りて還俗せさせらる、「とて僧俗の子たちの名と、その配所とを掲げられたり、これによれば、新に入道したる者はなし、按ずるに敵方の怒りを宥めんとて、まづ僧となりて、罪を待たれしに、やがて遠流に處せられたるを、かくは記したるか、あるは配流せられし後、法師になりたるもありしにや、」

十一 御おぼえの人にて

後白河院に、おもはれ奉りし人となり、御寵愛殊に厚かりしなり、

十一 いかなるつかさともならむと思ふに云々

信頼は、重代清華の家筋にもあらぬに、

大臣大將に望みを懸けしを、兼ねて中惡しかりし信西入道、かくては驕傲いよくつものり、遂には謀逆の臣ともなんなんと思ひ、唐の安祿山が奢れる昔の物語を給にかき、卷物三巻を作りて、院に參らせ、猶もさんぐに申し諫め奉りし事、平治物語の卷一に具なり、此の段彼の事情をいへるなり、

十三 みかきもり

信頼をさす、彼れが官は、右衛門督なればなり、衛門府は、宮垣諸門の禁衛を掌る事、職原抄にもあれば、御垣守とはかける也、

(廿五)ひなの別れ

題號は月卿雲客、邊鄙の地に配流せられし事をかければなり、

みかどの御母方

二條院御母は、贈皇太后、藤原懿子と申して、贈太政大臣經實の御女なると、下にあり、經實は經實の子なれば、帝の外舅なり、

御めのと

別當惟方なり、勸修寺家の末、光頼卿の弟にて、實は御めのとの子なれど、大やうに、御めのと、かける也、光頼卿の事後に在り、

院の御ため御心にたがひて云々

愚管抄卷五に、二條院當今にておはしますは、其

十二月廿九日に、美福門院の御所八條殿へ行幸なりて、渡らせ給ふ、後白河院をば、其正月六日八條堀河の顯長卿が家におはしませせけるに、其家には棧敷のありけるにて、大路御覽して、下衆など召寄せられければ、經宗惟方などさたして、堀河の棧敷を、板にて外よりむすくと打ちつけてけり、かやうの事どもにて、大方此二人して、世をば院に知らせ參らせし、内の御沙汰にてもあるべしと云ひけるを、聞し召して、院は清盛を召して、我が世にありなしは、此の惟方經宗にあり、是等思ふ程いまして參らせよと、泣くく仰せありければ、云々とあるにて、當時の事情推量るべし

ふたりながら内に候ひける夜云々

百鍊抄永曆元年の條に、二月廿日、院仰清盛

朝臣、搦召權大納言經宗別當惟方卿於禁中、また三月十一日、前大納言經宗、入道惟方卿等配流、ともあるにて知るべし、

山岡俊明校本には、古本に、もの字なしとて、削りたり、さらば夥しき





八

白河院、二條帝の、おしこめられておはせしを、すくひ出で奉らしめたる事、平治物語に委し、室のやしほ(歌) 下野國王生の西邊なりとぞ、清輔雜談集に、源經兼、下野在國の時の物語を載せて、歌に、

いかでかは、思ひありとは知らすべき、室のやしほの烟りならでは、下野國の野中に島あり清水の出で、氣の立つが、けふりに似たる也、とあり、古歌に多く烟りをよめり、此の歌も、思ひに火をかけたる也、

(廿六花園のにほひ

題號は、二條天皇の御許へ、花園右大臣有仁公の姫君を、參らせ奉りし事を、かけるによりて也、

俱舎頌

枕草子春曙抄に、大藏經綱目指要錄七云、俱舎、頌一卷、天親菩薩造也、説一切有部作八品、云々とて、品毎の名と、頌の數とを掲げたり、要なければ略す、頌は偈のとなり、

たからの位

寶祚の字を、やはらげてかくいへり、天皇の御位なり、

古き後の御名云々

是れは後一條院の皇女にて、皇子と申しける、後冷泉院の皇后に立ち給ひて、後に二條院と申し給ふおはしましたれば、かくいふ也、

此の帝の御母

神皇正統記に、御母は大藏少輔、伊岐兼盛が女なり、とありて、註にその品賤しくて、贈位までもなかりしにや、とまで記されたり、さる身の程なれば、女御の沙汰にも及ばざりしならむ、

四十六ウ

十二

四十六オ

三

十

十三

三

四十七オ

四

一つなる例

後漢の孝孺帝、生まれて百餘日にして、即位せし事をいふならむ、後漢書の本紀見るべし、

陪從

安齋隨筆に、賀茂八幡春日などの祭の日、勅使につれて、舞人樂人其の社に参りて、歌舞あり、其の舞人に従ひ、琴ひき笛ふき、歌ひなどするを陪從といふ、舞人に陪り従ふの義なり、とあるよろし、

局町

玉の小櫛に、局は、つぼやかに、つぼねたる所の上なり、とあり、女房たちの部屋をいふと、誰れも知る所なり、

扱町といふも、その部屋に區域あり相連なりたる状の、町に似たるより云ふにて、拾芥抄に、常寧殿をも、后町といひたる類なり、

(廿七)二葉の松

題號は、高倉院御即位の事を、記せる續きに、「ふたばの松の千代のはじめ、いとめでたく傳へ承り侍りき、とかける詞による、

あに東宮は三條院の例

一條院踐祚の時、御齡七歳にて、從兄居貞親王の、十一歳にならせ給ふを、東宮に立てられたり、此の例を、には引きたるなりけり、但しあに東宮とあれど、誠の兄の義にあらず、御年の高きをさして、かくいへるならし、

堀川の帝の御母きさいも云々

六條右大臣顯房公の姫君を、京極の忠實大臣、養ひ子にして、白河院へ入内のと、前の「所々の御寺」に在り、

四十八オ

四

四十七ウ

三

九

四

六

ひきかへたる様に云々

従来は藤氏の胤の姫君、國母にておはせしに、これは源氏の

姫君なれば、舊例とは引替へたる様々と云々

同じ氏の上達部云々

重盛宗盛等、大臣大將になれるを始め、此の外平家の人々、納言

参議などにてあるをいふ也、

九

にきの家と世の固めにおはする筋と云々

按ずるに、にきの家は日記の家にて

大臣家のと、世の固めは國家鎮護を職とする、武家となるべし、然いふ由は、當時の風として、

執柄ともなりぬべき公卿の家がらにては、必ず家記日録を物する例にて、我が家の記録をたづ

ね、先蹤に基づきて、公事をも取行ひたる事、當時の記録とも見ゆれば、日記をも編すべき家が

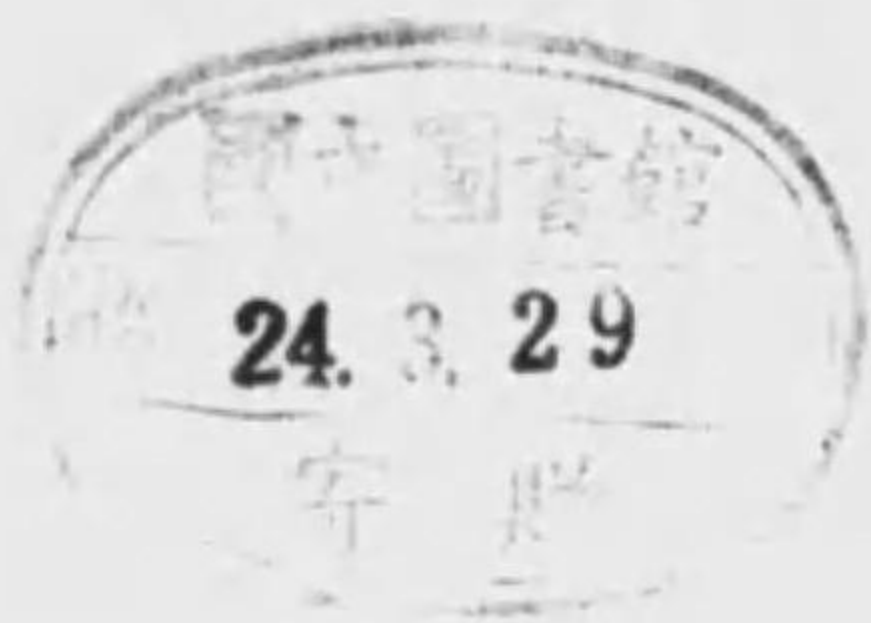
ら即ち清華大臣家をさして、日記の家と稱したりけん、思はるればなり、

十三

醍醐の帝の御母方の家

閑院大臣冬嗣公の孫、高藤内大臣をいふ也、

今鏡上卷証註終



終

